

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 562 1015 630">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="599 844 819 898">2011</p> <p data-bbox="569 919 848 961">(2020.6 改正版)</p> <p data-bbox="439 1801 985 1852">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="1626 562 2231 630">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1816 844 2036 898">2011</p> <p data-bbox="1786 919 2065 961">(2021.6 改正版)</p> <p data-bbox="1638 1801 2184 1852">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="2546 1033 2748 1117">【表紙】 改正年月を変更</p>

現 行	改正案	備 考
<p><b>第3節 貯水槽水道の維持管理</b></p> <p>1 管理人 . . . . . 144</p> <p>2 使用上の注意 . . . . . 144</p> <p>3 点検 . . . . . 145</p> <p>4 清掃 . . . . . 145</p> <p>5 その他 . . . . . 145</p>	<p><b>第3節 貯水槽水道の維持管理</b></p> <p>1 管理人 . . . . . 144</p> <p>2 使用上の注意 . . . . . 144</p> <p>3 点検 . . . . . 145</p> <p>4 清掃 . . . . . 145</p> <p>5 その他 . . . . . 145</p>	
<p><b>参 考 資 料</b></p> <p>資料1 水道の水理 . . . . . 参-1</p> <p>資料2 直管換算表 . . . . . 参-10</p> <p>資料3 3階直結給水基準 . . . . . 参-13</p> <p>資料4 直結増圧式給水設計施行基準 . . . . . 参-17</p> <p>資料5 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 . . . . . 参-27</p> <p>資料6 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 . . . . . 参-32</p> <p>資料7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて . . . . . 参-40</p> <p>資料8 流量表（給水） . . . . . 参-45</p> <p>資料9 計算例（給水） . . . . . 参-51</p> <p>資料10 給水装置自主検査チェックリスト . . . . . 参-55</p> <p>資料11 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 . . . . . 参-57</p> <p>資料12 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . . . 参-61</p> <p>資料13 鉛管の接合(応急時の技術資料) . . . . . 参-63</p> <p>資料14 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料) . . . . . 参-64</p> <p>資料15 水質管理 . . . . . 参-65</p> <p>資料16 検定公差及び使用公差 . . . . . 参-70</p>	<p><b>参 考 資 料</b></p> <p>資料1 水道の水理 . . . . . 参-1</p> <p>資料2 直管換算表 . . . . . 参-10</p> <p>資料3 3階直結給水基準 . . . . . 参-13</p> <p>資料4 直結増圧式給水設計施行基準 . . . . . 参-17</p> <p>資料5 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 . . . . . 参-27</p> <p>資料6 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 . . . . . 参-32</p> <p>資料7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて . . . . . 参-40</p> <p>資料8 流量表（給水） . . . . . 参-45</p> <p>資料9 計算例（給水） . . . . . 参-51</p> <p>資料10 給水装置自主検査チェックリスト . . . . . 参-55</p> <p>資料11 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 . . . . . 参-57</p> <p>資料12 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . . . 参-61</p> <p>資料13 鉛管の接合(応急時の技術資料) . . . . . 参-63</p> <p>資料14 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料) . . . . . 参-64</p> <p>資料15 水質管理 . . . . . 参-65</p> <p>資料16 検定公差及び使用公差 . . . . . 参-68</p> <p>資料17 国道（直轄）における給水管（φ50mm以下） の管種について . . . . . 参-69</p>	
<p>参考文献</p>	<p>参考文献</p>	<p>【参考資料】 改正に伴うページ数 の変更、資料追加</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』（施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>給水装置を使用する者(使用者)の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』（施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p>	<p>【申請者】 自署又は記名押印の 選択制に変更</p>

現 行	改正案	備 考
<p>名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号</p> <p>エ 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>オ 委任及び誓約 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものであり、また給水装置について第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること、水道メーター及び給水装置は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係る給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>1.5 給水装置における施行承認の保留 給水装置においては、例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして、一時的に承認を保留することがある。 このことは、安全、快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては、建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ、違反建築物である場合は、違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。</p>	<p>給水装置を使用する者(使用者)の氏名を<b>記入する</b>。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号</p> <p>エ 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>オ 委任及び誓約 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものであり、また給水装置について第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること、水道メーター及び給水装置は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係る給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>1.5 給水装置における施行承認の保留 給水装置においては、例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして、一時的に承認を保留することがある。 このことは、安全、快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては、建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ、違反建築物である場合は、違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。</p>	<p>【使用者】 押印の廃止</p>

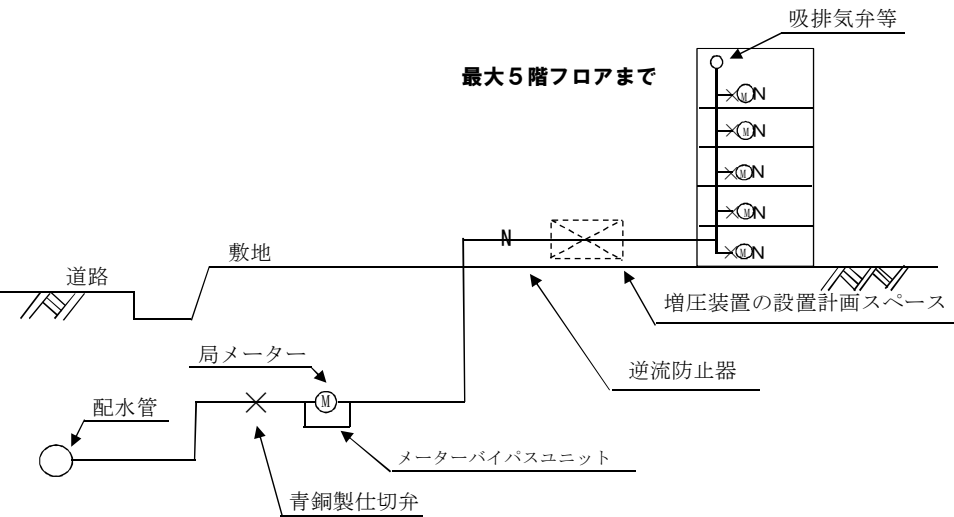
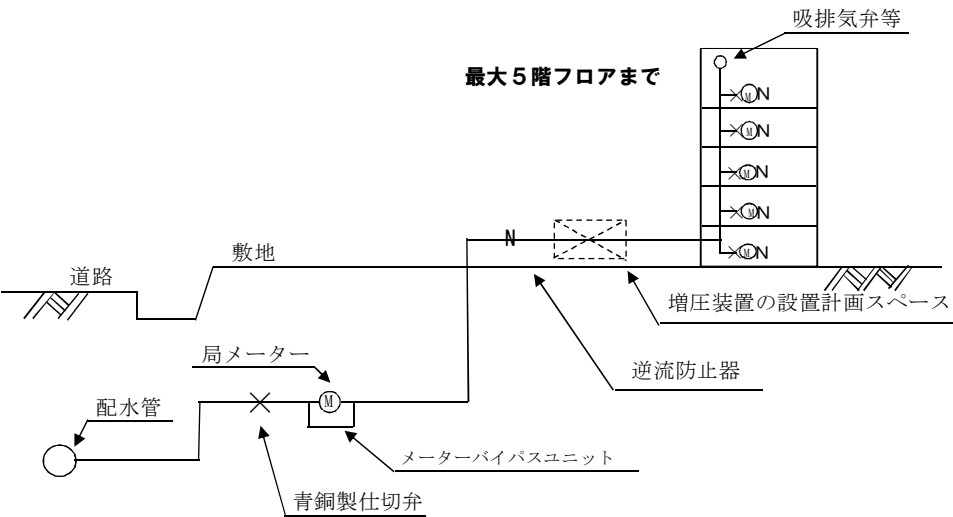
現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 節 設 計 審 査</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事の申込み          工事の申込みをしようとする者は、指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって、申込者から委任を受けた指定給水工事業者は、その工事を施工する場合は、規定する設計書により、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 設計審査の目的          設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>(3) 設計審査を要する工事          指定給水工事業者が施行する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類          「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」          給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去を行うときは、「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」（施行規程様式第 1 号）に必要事項を記入して提出する。</p> <p>(2) 「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」の記入方法          各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 工 種</p> <p>イ 装置場所          工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の給水装置番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する。</p> <p>ウ 申請者、使用者          申請者、使用者の氏名及び住所を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>エ 給水装置番号、種別及び業態</p> <p>オ 指定給水工事業者          指定給水工事業者の商号、指定番号、代表者氏名及び住所を記入し押印する。</p> <p style="text-align: center;">- 16 -</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 設 計 審 査</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事の申込み          工事の申込みをしようとする者は、指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって、申込者から委任を受けた指定給水工事業者は、その工事を施工する場合は、規定する設計書により、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 設計審査の目的          設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>(3) 設計審査を要する工事          指定給水工事業者が施行する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類          「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」          給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去を行うときは、「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」（施行規程様式第 1 号）に必要事項を記入して提出する。</p> <p>(2) 「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」の記入方法          各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 工 種</p> <p>イ 装置場所          工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の給水装置番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する（自署の場合は押印不要）。</p> <p>ウ 申請者、使用者          申請者の氏名及び住所を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。使用者の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>エ 給水装置番号、種別及び業態</p> <p>オ 指定給水工事業者</p> <p style="text-align: center;">- 16 -</p>	<p>【幹線所有者】          自署又は記名押印の          選択制に変更</p> <p>【申請者】          自署又は記名押印の          選択制に変更</p> <p>【使用者】          押印の廃止</p>



現 行	改正案	備 考
<p>カ 主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入し押印をする。</p> <p>キ 着工・完成予定 当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）、使用材料（貼付け不可）</p> <p>ケ 位置図（貼付け不可）</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>2 審査項目 管理者は、次の項目について給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し、同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。</p> <p>(1) 所要水量</p> <p>(2) 分岐箇所 配水管又は既設管の位置、管種及び口径の確認</p> <p>(3) 配 管 管種、配管位置及び構造等の適否</p> <p>(4) 止水栓及びメーターの設置位置の適否</p> <p>(5) 給水管口径の適否</p> <p>(6) メーター口径の適否</p> <p>(7) 取付器具及び使用材料の適否</p> <p>(8) 危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否</p> <p>(9) 受水槽容量並びに構造及び材質の適否</p> <p>3 手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に、給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 給水装置工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 給水装置工事申請の設計審査承認</p> <p>(2) 給水負担金、設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初、申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合 工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更するこ</p>	<p>指定給水事業者の商号、指定番号、代表者氏名及び住所を記入し押印する。</p> <p>カ 主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。</p> <p>キ 着工・完成予定 当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）、使用材料（貼付け不可）</p> <p>ケ 位置図（貼付け不可）</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>2 審査項目 管理者は、次の項目について給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し、同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。</p> <p>(1) 所要水量</p> <p>(2) 分岐箇所 配水管又は既設管の位置、管種及び口径の確認</p> <p>(3) 配 管 管種、配管位置及び構造等の適否</p> <p>(4) 止水栓及びメーターの設置位置の適否</p> <p>(5) 給水管口径の適否</p> <p>(6) メーター口径の適否</p> <p>(7) 取付器具及び使用材料の適否</p> <p>(8) 危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否</p> <p>(9) 受水槽容量並びに構造及び材質の適否</p> <p>3 手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に、給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 給水装置工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 給水装置工事申請の設計審査承認</p> <p>(2) 給水負担金、設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初、申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合</p>	<p>【主任技術者】 押印の廃止</p>

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行	改正案	備 考
<p>とによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p>	<p>工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p>	

現 行	改正案	備 考
<p>2.2-1 特例直結直圧式</p> <p>特例直結直圧式給水方式は、水道本管の圧力が高く、建物の4階・5階まで直結直圧方式で給水が可能な場合は、増圧装置の設置を猶予して直結直圧方式で給水する方法である。この方式は、直結増圧式給水設計施行基準の特例基準として「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」を制定し、平成25年から制度を開始しているものである。</p> <p>この方式では、水道本管の圧力変動等に対応できるよう損失水頭計算において十分に余裕水頭を確保することが重要である。そして、増圧装置の設置が必要な事態に備えて、増圧装置の設置スペースを確保しておく必要がある。また、吸排気弁やメーターバイパスユニットの設置、そして、その他配管計画については、直結増圧方式に準じて計画を行う必要がある。</p> <p>4階・5階の天井に設置する水道直結式スプリンクラー設備のように、常時一定の水量及び水圧を必要とする給水用具は、配水管の水圧の変動により作動しないおそれがあるため、水道連結型水槽式スプリンクラー設備もしくは直結増圧式とすること。</p> <p>なお、特例直結直圧式では直結給水の普及を促進するために、高置水槽までの直結ではなく、全戸直結のみとする。</p> <p>詳細については「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」（資料5）を参照すること。</p>  <p>図3-3-2 特例直結直圧式</p>	<p>2.2-1 特例直結直圧式</p> <p>特例直結直圧式給水方式は、水道本管の圧力が高く、建物の4階・5階まで直結直圧方式で給水が可能な場合は、増圧装置の設置を猶予して直結直圧方式で給水する方法である。この方式は、直結増圧式給水設計施行基準の特例基準として「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」を制定し、平成25年から制度を開始しているものである。</p> <p>この方式では、水道本管の圧力変動等に対応できるよう損失水頭計算において十分に余裕水頭(5m)を確保することが重要である。そして、増圧装置の設置が必要な事態に備えて、増圧装置の設置スペースを確保しておく必要がある。また、吸排気弁やメーターバイパスユニットの設置、そして、その他配管計画については、直結増圧方式に準じて計画を行う必要がある。</p> <p>4階・5階の天井に設置する水道直結式スプリンクラー設備のように、常時一定の水量及び水圧を必要とする給水用具は、配水管の水圧の変動により作動しないおそれがあるため、水道連結型水槽式スプリンクラー設備もしくは直結増圧式とすること。</p> <p>なお、特例直結直圧式では直結給水の普及を促進するために、高置水槽までの直結ではなく、全戸直結のみとする。</p> <p>詳細については「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」（資料5）を参照すること。</p>  <p>図3-3-2 特例直結直圧式</p>	<p>余裕水頭（5m）の追記</p>



現 行	改正案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>口径決定計算</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式</th> </tr> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">給水器具名等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">口径</th> <th style="text-align: center;">流量</th> <th style="text-align: center;">直管長</th> <th style="text-align: center;">流速</th> <th style="text-align: center;">損失係数</th> <th style="text-align: center;">動水勾配</th> <th style="text-align: center;">損失水頭</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">d</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">ℓ</th> <th style="text-align: center;">V</th> <th style="text-align: center;">f</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">h</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(mm)</th> <th style="text-align: center;">(mm)</th> <th style="text-align: center;">(ℓ/min)</th> <th style="text-align: center;">(m)</th> <th style="text-align: center;">(m/sec)</th> <th style="text-align: center;">(%)</th> <th style="text-align: center;">(‰)</th> <th style="text-align: center;">(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9"><b>(1) 末端給水器具等</b></td> </tr> <tr> <td>給湯器</td> <td></td> <td>20</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.500</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)</td> <td>20</td> <td>× 13</td> <td>12</td> <td>3.30</td> <td>1.50679</td> <td>0.02562</td> <td>228</td> <td>0.752</td> </tr> <tr> <td colspan="9"><b>(2) その他の給水器具等</b></td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>0.40</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>親メーター</td> <td></td> <td>30</td> <td>76</td> <td>19.00</td> <td>1.79197</td> <td>0.02315</td> <td>126</td> <td>2.394</td> </tr> <tr> <td>単式逆止弁</td> <td></td> <td>30</td> <td>76</td> <td>6.20</td> <td>1.79197</td> <td>0.02315</td> <td>126</td> <td>0.781</td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>0.40</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>分岐</td> <td>100</td> <td>× 40</td> <td>76</td> <td>1.00</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>各戸メーター</td> <td></td> <td>13</td> <td>24</td> <td>3.00</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>2.331</td> </tr> <tr> <td>単式逆止弁</td> <td></td> <td>13</td> <td>24</td> <td>2.60</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>2.020</td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓(φ20×13)</td> <td>20</td> <td>× 13</td> <td>24</td> <td>0.10</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>0.078</td> </tr> <tr> <td colspan="9"><b>(3) 管路</b></td> </tr> <tr> <td>A - B</td> <td></td> <td>20</td> <td>12</td> <td>1.20</td> <td>0.63662</td> <td>0.03167</td> <td>33</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>B - C</td> <td></td> <td>20</td> <td>24</td> <td>0.80</td> <td>1.27324</td> <td>0.02608</td> <td>108</td> <td>0.086</td> </tr> <tr> <td>C - D</td> <td></td> <td>25</td> <td>24</td> <td>3.30</td> <td>0.81487</td> <td>0.02885</td> <td>39</td> <td>0.129</td> </tr> <tr> <td>D - E</td> <td></td> <td>40</td> <td>53</td> <td>3.00</td> <td>0.70293</td> <td>0.02816</td> <td>18</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>E - F</td> <td></td> <td>40</td> <td>60</td> <td>2.00</td> <td>0.79577</td> <td>0.02722</td> <td>22</td> <td>0.044</td> </tr> <tr> <td>F - G</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>6.10</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.201</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td colspan="7" style="text-align: right;">(1) + (2) + (3) =</td> <td>12.469</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="7"></td> <td>H = 7.100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="7"></td> <td><b>OK 20 &gt; 19.569</b></td> </tr> <tr> <td colspan="9">※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>全所要水頭は、19.6mとなる。  <b>19.6(m) = 1.96(kgf/cm<sup>2</sup>) = 0.192(MPa) &lt; 0.2(MPa)</b>                  よって、仮定どおりの口径で適当である。</p>	損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式								給水器具名等	口径		流量	直管長	流速	損失係数	動水勾配	損失水頭	d	D	Q	ℓ	V	f	I	h	(mm)	(mm)	(ℓ/min)	(m)	(m/sec)	(%)	(‰)	(m)	<b>(1) 末端給水器具等</b>									給湯器		20	12					3.500	逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)	20	× 13	12	3.30	1.50679	0.02562	228	0.752	<b>(2) その他の給水器具等</b>									青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013	親メーター		30	76	19.00	1.79197	0.02315	126	2.394	単式逆止弁		30	76	6.20	1.79197	0.02315	126	0.781	青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013	分岐	100	× 40	76	1.00	1.00798	0.02559	33	0.033	各戸メーター		13	24	3.00	3.01358	0.02180	777	2.331	単式逆止弁		13	24	2.60	3.01358	0.02180	777	2.020	ボール式伸縮止水栓(φ20×13)	20	× 13	24	0.10	3.01358	0.02180	777	0.078	<b>(3) 管路</b>									A - B		20	12	1.20	0.63662	0.03167	33	0.040	B - C		20	24	0.80	1.27324	0.02608	108	0.086	C - D		25	24	3.30	0.81487	0.02885	39	0.129	D - E		40	53	3.00	0.70293	0.02816	18	0.054	E - F		40	60	2.00	0.79577	0.02722	22	0.044	F - G		40	76	6.10	1.00798	0.02559	33	0.201	小計	(1) + (2) + (3) =							12.469	高さ								H = 7.100	合計								<b>OK 20 &gt; 19.569</b>	※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日									<p>口径決定計算</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式</th> </tr> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">給水器具名等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">口径</th> <th style="text-align: center;">流量</th> <th style="text-align: center;">直管長</th> <th style="text-align: center;">流速</th> <th style="text-align: center;">損失係数</th> <th style="text-align: center;">動水勾配</th> <th style="text-align: center;">損失水頭</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">d</th> <th style="text-align: center;">D</th> <th style="text-align: center;">Q</th> <th style="text-align: center;">ℓ</th> <th style="text-align: center;">V</th> <th style="text-align: center;">f</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">h</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(mm)</th> <th style="text-align: center;">(mm)</th> <th style="text-align: center;">(ℓ/min)</th> <th style="text-align: center;">(m)</th> <th style="text-align: center;">(m/sec)</th> <th style="text-align: center;">(%)</th> <th style="text-align: center;">(‰)</th> <th style="text-align: center;">(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9"><b>(1) 末端給水器具等</b></td> </tr> <tr> <td>給湯器</td> <td></td> <td>20</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.500</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)</td> <td>20</td> <td>× 13</td> <td>12</td> <td>3.30</td> <td>1.50679</td> <td>0.02562</td> <td>228</td> <td>0.752</td> </tr> <tr> <td colspan="9"><b>(2) その他の給水器具等</b></td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>0.40</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>親メーター</td> <td></td> <td>30</td> <td>76</td> <td>19.00</td> <td>1.79197</td> <td>0.02315</td> <td>126</td> <td>2.394</td> </tr> <tr> <td>単式逆止弁</td> <td></td> <td>30</td> <td>76</td> <td>6.20</td> <td>1.79197</td> <td>0.02315</td> <td>126</td> <td>0.781</td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>0.40</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>分岐</td> <td>100</td> <td>× 40</td> <td>76</td> <td>1.00</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>各戸メーター</td> <td></td> <td>13</td> <td>24</td> <td>3.00</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>2.331</td> </tr> <tr> <td>単式逆止弁</td> <td></td> <td>13</td> <td>24</td> <td>2.60</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>2.020</td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓(φ20×13)</td> <td>20</td> <td>× 13</td> <td>24</td> <td>0.10</td> <td>3.01358</td> <td>0.02180</td> <td>777</td> <td>0.078</td> </tr> <tr> <td colspan="9"><b>(3) 管路</b></td> </tr> <tr> <td>A - B</td> <td></td> <td>20</td> <td>12</td> <td>1.20</td> <td>0.63662</td> <td>0.03167</td> <td>33</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>B - C</td> <td></td> <td>20</td> <td>24</td> <td>0.80</td> <td>1.27324</td> <td>0.02608</td> <td>108</td> <td>0.086</td> </tr> <tr> <td>C - D</td> <td></td> <td>25</td> <td>24</td> <td>3.30</td> <td>0.81487</td> <td>0.02885</td> <td>39</td> <td>0.129</td> </tr> <tr> <td>D - E</td> <td></td> <td>40</td> <td>53</td> <td>3.00</td> <td>0.70293</td> <td>0.02816</td> <td>18</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>E - F</td> <td></td> <td>40</td> <td>60</td> <td>2.00</td> <td>0.79577</td> <td>0.02722</td> <td>22</td> <td>0.044</td> </tr> <tr> <td>F - G</td> <td></td> <td>40</td> <td>76</td> <td>6.10</td> <td>1.00798</td> <td>0.02559</td> <td>33</td> <td>0.201</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td colspan="7" style="text-align: right;">(1) + (2) + (3) =</td> <td>12.469</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="7"></td> <td>H = 7.100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="7"></td> <td><b>OK 20 &gt; 19.569</b></td> </tr> <tr> <td colspan="9">※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>全所要水頭は、19.6mとなる。                  圧力表示：1.96 kgf/cm<sup>2</sup>  <b>SI単位系：0.192 MPa &lt; 0.2 MPa</b>                  よって、仮定どおりの口径で適当である。</p>	損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式								給水器具名等	口径		流量	直管長	流速	損失係数	動水勾配	損失水頭	d	D	Q	ℓ	V	f	I	h	(mm)	(mm)	(ℓ/min)	(m)	(m/sec)	(%)	(‰)	(m)	<b>(1) 末端給水器具等</b>									給湯器		20	12					3.500	逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)	20	× 13	12	3.30	1.50679	0.02562	228	0.752	<b>(2) その他の給水器具等</b>									青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013	親メーター		30	76	19.00	1.79197	0.02315	126	2.394	単式逆止弁		30	76	6.20	1.79197	0.02315	126	0.781	青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013	分岐	100	× 40	76	1.00	1.00798	0.02559	33	0.033	各戸メーター		13	24	3.00	3.01358	0.02180	777	2.331	単式逆止弁		13	24	2.60	3.01358	0.02180	777	2.020	ボール式伸縮止水栓(φ20×13)	20	× 13	24	0.10	3.01358	0.02180	777	0.078	<b>(3) 管路</b>									A - B		20	12	1.20	0.63662	0.03167	33	0.040	B - C		20	24	0.80	1.27324	0.02608	108	0.086	C - D		25	24	3.30	0.81487	0.02885	39	0.129	D - E		40	53	3.00	0.70293	0.02816	18	0.054	E - F		40	60	2.00	0.79577	0.02722	22	0.044	F - G		40	76	6.10	1.00798	0.02559	33	0.201	小計	(1) + (2) + (3) =							12.469	高さ								H = 7.100	合計								<b>OK 20 &gt; 19.569</b>	※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日									<p>単位換算の修正</p>
損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給水器具名等	口径		流量	直管長	流速	損失係数	動水勾配	損失水頭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	d	D	Q	ℓ	V	f	I	h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	(mm)	(mm)	(ℓ/min)	(m)	(m/sec)	(%)	(‰)	(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(1) 末端給水器具等</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給湯器		20	12					3.500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)	20	× 13	12	3.30	1.50679	0.02562	228	0.752																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(2) その他の給水器具等</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
親メーター		30	76	19.00	1.79197	0.02315	126	2.394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
単式逆止弁		30	76	6.20	1.79197	0.02315	126	0.781																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
分岐	100	× 40	76	1.00	1.00798	0.02559	33	0.033																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
各戸メーター		13	24	3.00	3.01358	0.02180	777	2.331																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
単式逆止弁		13	24	2.60	3.01358	0.02180	777	2.020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ボール式伸縮止水栓(φ20×13)	20	× 13	24	0.10	3.01358	0.02180	777	0.078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(3) 管路</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
A - B		20	12	1.20	0.63662	0.03167	33	0.040																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B - C		20	24	0.80	1.27324	0.02608	108	0.086																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C - D		25	24	3.30	0.81487	0.02885	39	0.129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D - E		40	53	3.00	0.70293	0.02816	18	0.054																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E - F		40	60	2.00	0.79577	0.02722	22	0.044																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
F - G		40	76	6.10	1.00798	0.02559	33	0.201																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
小計	(1) + (2) + (3) =							12.469																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高さ								H = 7.100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計								<b>OK 20 &gt; 19.569</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
損失水頭計算書（3階直結）ウエストン公式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給水器具名等	口径		流量	直管長	流速	損失係数	動水勾配	損失水頭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	d	D	Q	ℓ	V	f	I	h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	(mm)	(mm)	(ℓ/min)	(m)	(m/sec)	(%)	(‰)	(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(1) 末端給水器具等</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給湯器		20	12					3.500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
逆止弁付ボールバルブ(φ20×13)	20	× 13	12	3.30	1.50679	0.02562	228	0.752																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(2) その他の給水器具等</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
親メーター		30	76	19.00	1.79197	0.02315	126	2.394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
単式逆止弁		30	76	6.20	1.79197	0.02315	126	0.781																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
青銅製仕切弁		40	76	0.40	1.00798	0.02559	33	0.013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
分岐	100	× 40	76	1.00	1.00798	0.02559	33	0.033																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
各戸メーター		13	24	3.00	3.01358	0.02180	777	2.331																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
単式逆止弁		13	24	2.60	3.01358	0.02180	777	2.020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ボール式伸縮止水栓(φ20×13)	20	× 13	24	0.10	3.01358	0.02180	777	0.078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<b>(3) 管路</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
A - B		20	12	1.20	0.63662	0.03167	33	0.040																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B - C		20	24	0.80	1.27324	0.02608	108	0.086																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C - D		25	24	3.30	0.81487	0.02885	39	0.129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D - E		40	53	3.00	0.70293	0.02816	18	0.054																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E - F		40	60	2.00	0.79577	0.02722	22	0.044																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
F - G		40	76	6.10	1.00798	0.02559	33	0.201																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
小計	(1) + (2) + (3) =							12.469																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
高さ								H = 7.100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計								<b>OK 20 &gt; 19.569</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
※ サドル分水栓の損失水頭、給水管口径30mm以上は0 作成年・月・日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-51-	-51-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

現 行

表 3 - 15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が承認するもの

施行箇所	管 種	継 手	口 径
道 路 内 注 2	水道用ポリエチレン管 (二層管) 1種 (JIS K 6762)	水道用ポリエチレン管 金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管 SGP-VB, SGP-VD (JWWA G 116)	管端防食継手 (埋設用) SGP-VD 用継手 日本金属継手協会 (JPF MP-003)	40, 50 ※20mm及び25mmは、一部使用可 (図3-95参照)
	水道用ステンレス鋼鋼管 SUS 304, SUS 316 (JWWA G 115)	水道用ステンレス鋼 鋼管用継手 (JWWA G 116)	20, 25
	ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (JDPA G 1030, 1042, 1049) (JWWA G 113)	ダクタイル鋳鉄異形管 (JIS G 5527) (JDPA G 1031) (JWWA G 114)	注1 (NS形) (K形) (GX形) 75, 100, 150, 200
	水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K 144) (PTC K 13)	水道配水用ポリエチレン管継手 (JWWA K 145) (PTC K 13)	50 ※管工事のみ使用
敷 地 内	水道用ポリエチレン管 (二層管) 1種 (JIS K 6762)	水道用ポリエチレン管 金属継手 (JWWA B 116) 樹脂継手	20, 25, 40, 50
	水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管 SGP-VB, SGP-VD (JWWA K 116)	管端防食継手 (埋設用) SGP-VD 用継手 日本金属継手協会 (JPF MP-003)	20, 25, 40, 50, 75 100, 150
	水道用ステンレス鋼鋼管 SUS 304, SUS 316 (JWWA G 115)	水道用ステンレス鋼 鋼管用継手 (JWWA G 116)	20, 25, 40, 50
	ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (JDPA G 1030, 1042, 1049) (JWWA G 113)	ダクタイル鋳鉄異形管 (JIS G 5527) (JDPA G 1031) (JWWA G 114)	注1 (NS形) (K形) (GX形) 75, 100, 150, 200
	水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742)	水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管継手 (JIS K 6743)	第1止水栓より宅地内 20, 25, 40, 50

給水管及び給水用具は、施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)を使用すること。

注1：K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。

注2：「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。

2 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具

給水管及び給水用具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。

改正案

表 3 - 15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が指定するもの

施行箇所	管 種	継 手	口 径
道 路 内 注 2	水道用ポリエチレン管 (二層管) 1種 (JIS K 6762)	水道用ポリエチレン管 金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管 SGP-VB, SGP-VD (JWWA G 116)	管端防食継手 (埋設用) SGP-VD 用継手 日本金属継手協会 (JPF MP-003)	40, 50 ※20mm及び25mmは、一部使用可 (図3-95参照)
	水道用ステンレス鋼鋼管 SUS 304, SUS 316 (JWWA G 115)	水道用ステンレス鋼 鋼管用継手 (JWWA G 116)	20, 25
	ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (JWWA G 113) (JDPA G 1030, 1042, 1049)	ダクタイル鋳鉄異形管 (JIS G 5527) (JWWA G 114) (JDPA G 1031)	注1 (NS形) (K形) (GX形) 75, 100, 150, 200
	水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K 144) (PTC K 13)	水道配水用ポリエチレン管継手 (JWWA K 145) (PTC K 13)	50 ※管工事のみ使用
敷 地 内	水道用ポリエチレン管 (二層管) 1種 (JIS K 6762)	水道用ポリエチレン管 金属継手 (JWWA B 116) 樹脂継手	20, 25, 40, 50
	水道用硬質塩化 ビニルライニング鋼管 SGP-VB, SGP-VD (JWWA K 116)	管端防食継手 (埋設用) SGP-VD 用継手 日本金属継手協会 (JPF MP-003)	20, 25, 40, 50, 75 100, 150
	水道用ステンレス鋼鋼管 SUS 304, SUS 316 (JWWA G 115)	水道用ステンレス鋼 鋼管用継手 (JWWA G 116)	20, 25, 40, 50
	ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (JWWA G 113) (JDPA G 1030, 1042, 1049)	ダクタイル鋳鉄異形管 (JIS G 5527) (JWWA G 114) (JDPA G 1031)	注1 (NS形) (K形) (GX形) 75, 100, 150, 200
	水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742)	水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビニル管継手 (JIS K 6743)	第1止水栓より宅地内 20, 25, 40, 50

給水管及び給水用具は、施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)を使用すること。

注1：K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。

注2：「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。

2 国道(直轄)における給水管(φ50mm以下)の管種

詳細については、「国道(直轄)における給水管(φ50mm以下)の管種について」(資料17)を参照すること。

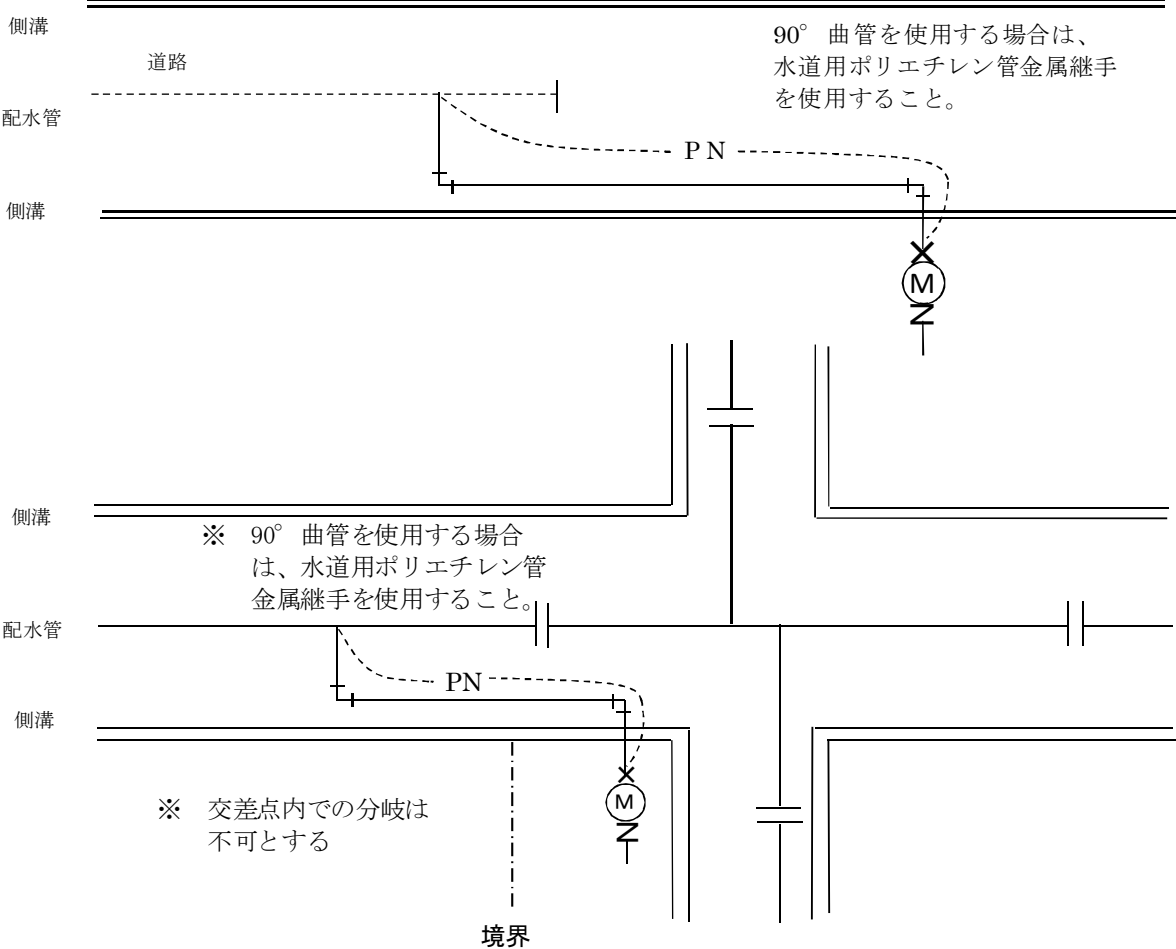
3 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具

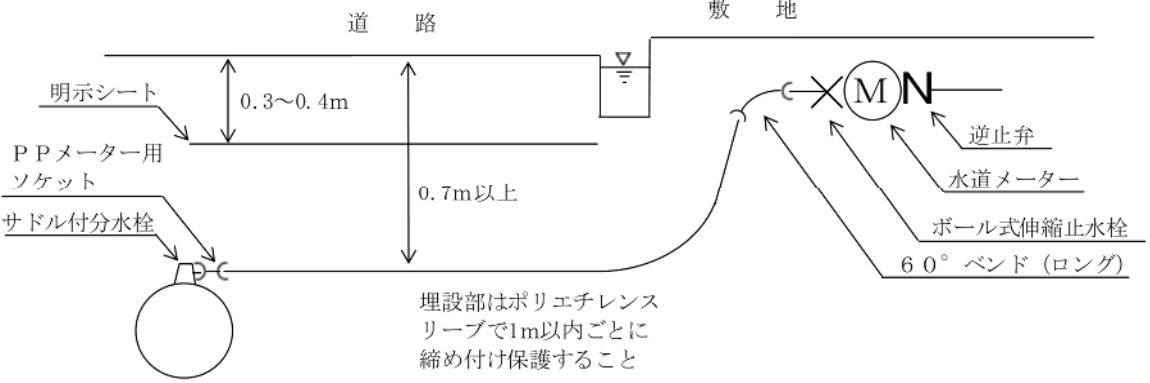
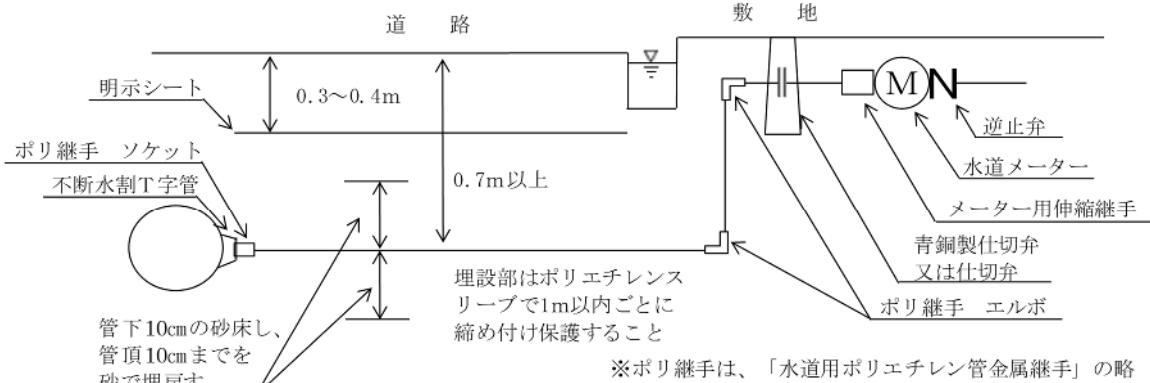
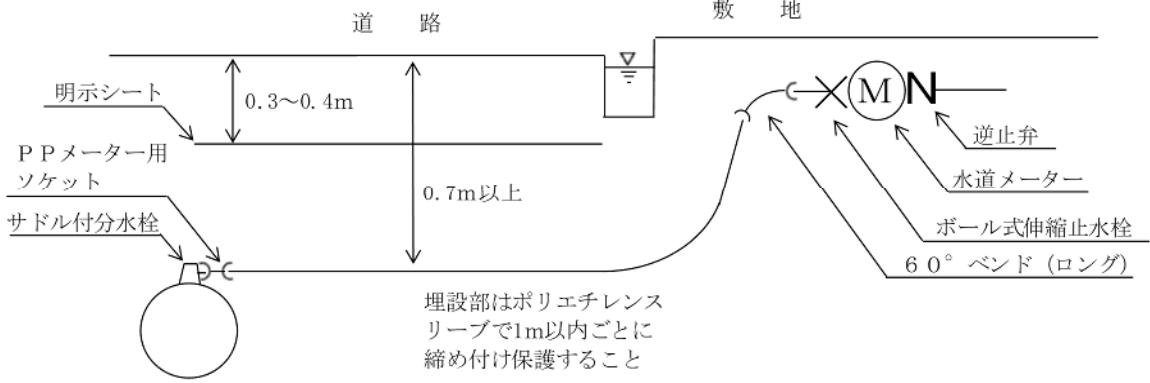
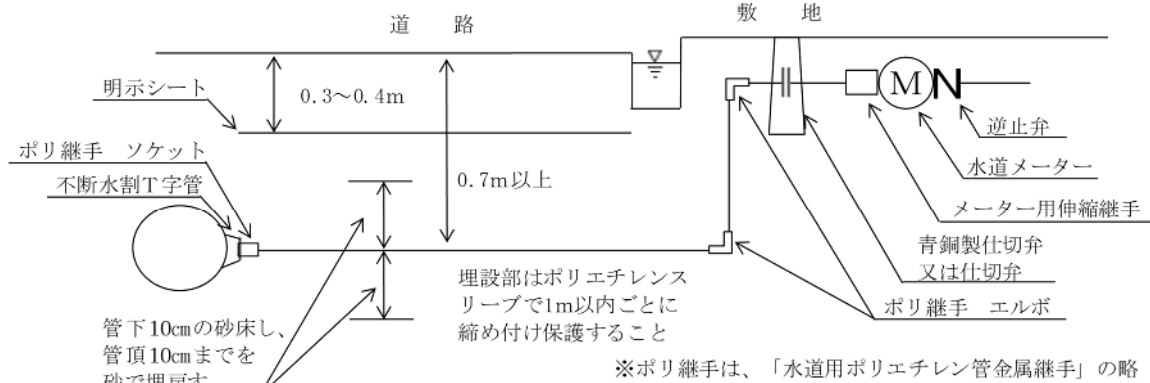
給水管及び給水用具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。

備 考

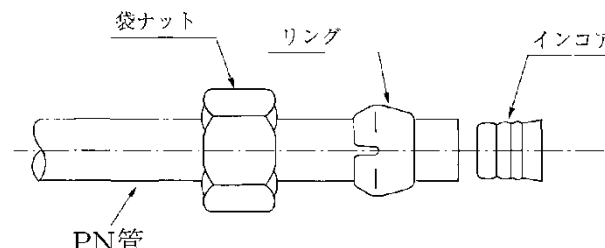
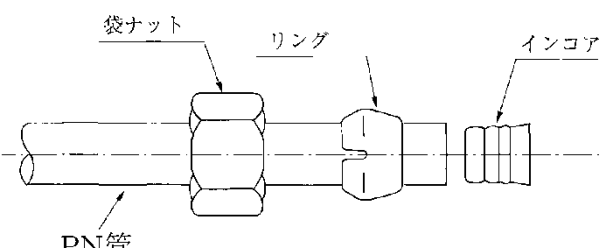
文言の修正

国道(直轄)における給水管種の追加

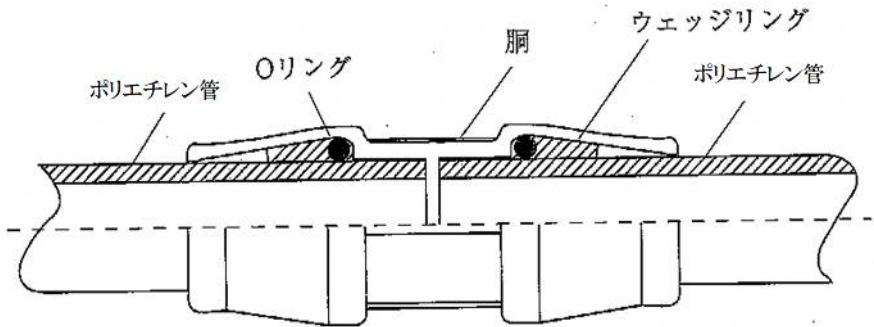
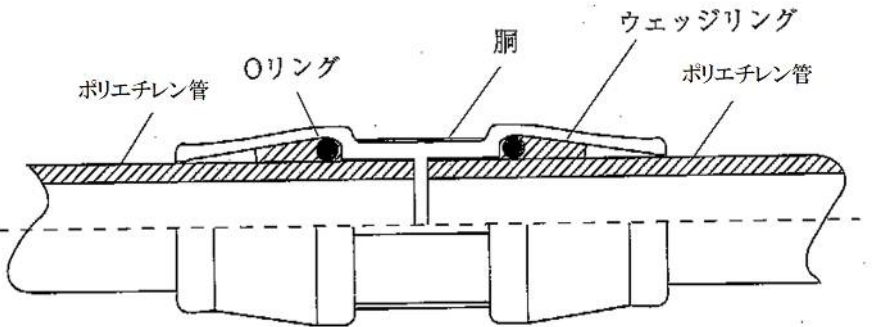
現 行	改正案	備 考
<p>2 配管</p> <p>(1) 管の布設は、次の事項により施行しなければならない。</p> <p>ア 分岐部以下の道路上に布設する配管は、(表 3 - 15)による。</p> <p>イ 配水管が布設されていない箇所で道路端に沿って配管する場合、管径 40 mm及び 50 mmはポリエチレン管(二層管)を使用してもよい。</p>  <p>90° 曲管を使用する場合は、水道用ポリエチレン管金属継手を使用すること。</p> <p>※ 90° 曲管を使用する場合は、水道用ポリエチレン管金属継手を使用すること。</p> <p>※ 交差点内での分岐は不可とする</p> <p>境界</p> <p>図 3 - 54</p> <p>ウ 給水管の道路横断の布設位置は、水道メーターの設置に適した箇所を選ぶこと。</p> <p>エ 給水管の取出方向は、道路端まで配水管に直角に配管すること。</p> <p>オ 他の埋設物が障害になるときは、原則として下越し配管とし、やむを得ず上越し配管とする場合は、必要に応じてさや管などで防護すること (図 3 - 95)。</p> <p>カ 給水管は原則として建物の外部に沿って直線で埋設配管とする。やむを得ず床下配管とする場合は、建物の土台やその他の荷重の影響を受ける所は避けるとともに、点検口を設けるなど、維持管理に支障がないようにしなければならない。</p> <p>キ 地下又は 2 階以上の配管部分には、修理や改造工事に備えて、各階毎に止水栓を設置することが望ましい。</p> <p>-77-</p>	<p>2 配管</p> <p>(1) 管の布設は、次の事項により施行しなければならない。</p> <p>ア 分岐部以下の道路上に布設する配管は、(表 3 - 15)による。</p> <p>イ 配水管が布設されていない箇所で道路端に沿って配管する場合、管径 40 mm及び 50 mmは<b>水道用</b>ポリエチレン管(二層管)を使用してもよい。</p>  <p>90° 曲管を使用する場合は、水道用ポリエチレン管金属継手を使用すること。</p> <p>※ 90° 曲管を使用する場合は、水道用ポリエチレン管金属継手を使用すること。</p> <p>※ 交差点内での分岐は不可とする</p> <p>境界</p> <p>図 3 - 54</p> <p>ウ 給水管の道路横断の布設位置は、水道メーターの設置に適した箇所を選ぶこと。</p> <p>エ 給水管の取出方向は、道路端まで配水管に直角に配管すること。</p> <p>オ 他の埋設物が障害になるときは、原則として下越し配管とし、やむを得ず上越し配管とする場合は、必要に応じてさや管などで防護すること (図 3 - 95)。</p> <p>カ 給水管は原則として建物の外部に沿って直線で埋設配管とする。やむを得ず床下配管とする場合は、建物の土台やその他の荷重の影響を受ける所は避けるとともに、点検口を設けるなど、維持管理に支障がないようにしなければならない。</p> <p>キ 地下又は 2 階以上の配管部分には、修理や改造工事に備えて、各階毎に止水栓を設置することが望ましい。</p> <p>-77-</p>	<p>名称を水道用ポリエチレン管に修正</p>

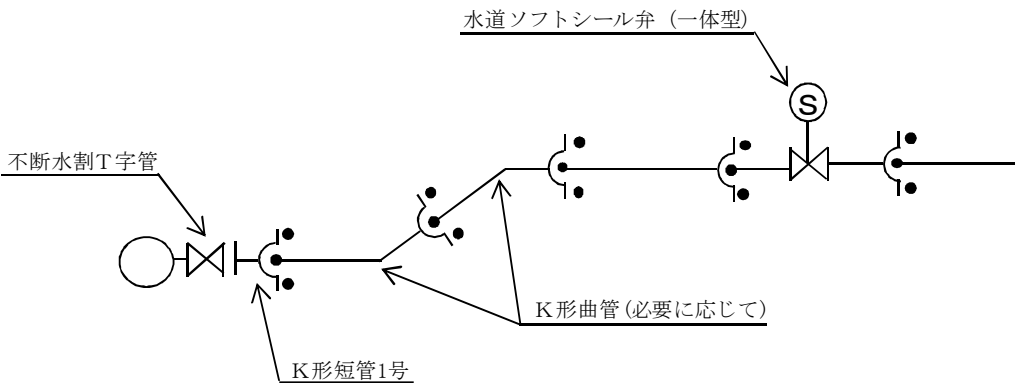
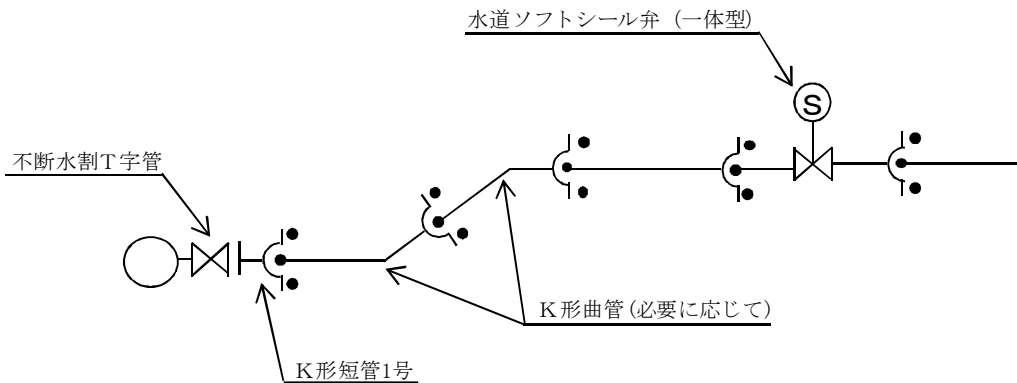
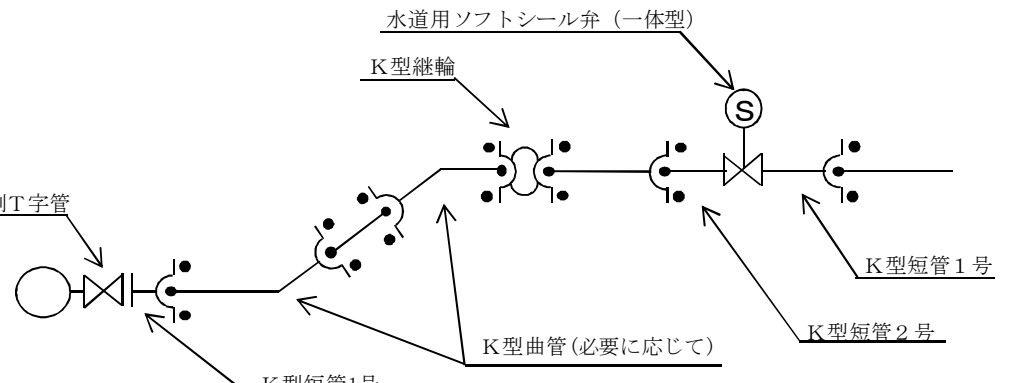
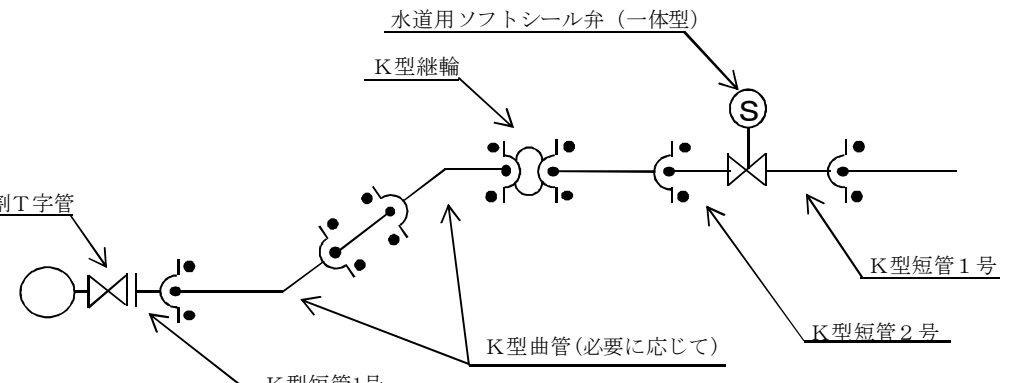
現 行	改正案	備 考
<p>ク 銅管の曲げ配管は、断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。</p> <p>(2) 管種別注意事項 給水管に用いる主な管種の注意事項は、以下のとおりである。</p> <p>ア ポリエチレン管</p> <p>(7) 道路内</p> <p>a 管の種類には、1種管・2種管があり、それぞれに単層管・二層管があるが、道路内で使用する管種は、1種管(二層管)とする。</p> <p>b 25mm以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は、60° ベンド(ロング)を使用すること。</p> <p>c 道路での埋設には、ポリエチレンスリーブ等で保護すること。</p> <p>d 40mmと50mmの場合は、管下に厚さ10cmの砂床・管頂10cm砂で埋戻すこと。</p> <p>e ポリエチレン管の標準配管図は(図3-55)による。</p>  <p style="text-align: center;">25mm以下の場合</p>  <p style="text-align: center;">40・50mmの場合</p> <p>※ ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。</p> <p style="text-align: center;">図3-55 ポリエチレン管の標準配管図</p>	<p>ク 銅管の曲げ配管は、断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。</p> <p>(2) 管種別注意事項 給水管に用いる主な管種の注意事項は、以下のとおりである。</p> <p>ア <b>水道用</b>ポリエチレン管（直轄国道を除く。直轄国道については資料17を参照すること。）</p> <p>(7) 道路内</p> <p>a 管の種類には、1種管・2種管があり、それぞれに単層管・二層管があるが、道路内で使用する管種は、1種管(二層管)とする。</p> <p>b 25mm以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は、60° ベンド(ロング)を使用すること。</p> <p>c 道路での埋設には、ポリエチレンスリーブ等で保護すること。</p> <p>d 40mmと50mmの場合は、管下に厚さ10cmの砂床・管頂10cm砂で埋戻すこと。</p> <p>e <b>水道用</b>ポリエチレン管の標準配管図は(図3-55)による。</p>  <p style="text-align: center;">25mm以下の場合</p>  <p style="text-align: center;">40・50mmの場合</p> <p>※ <b>水道用</b>ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。</p> <p style="text-align: center;">図3-55 <b>水道用</b>ポリエチレン管の標準配管図</p>	<p>名称を水道用ポリエチレン管に修正</p> <p>直轄国道について、資料17を追加したことによる文言の追加</p> <p>名称を水道用ポリエチレン管に修正</p>



現 行	改正案	備 考
<p>3 給水管の接合方法</p> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適切と考えられる接続方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。（基準省令第1条第2項）</p> <p>接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) ポリエチレン二層管の接合</p> <p>ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。</p> <p>ア 金属継手(コア内蔵式一体型)による接合（20 mm、25 mm、40 mm、50 mm）</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 切管は管軸に直角に切断し、切断面に出たバリは面取り器等で取り除く。</p> <p>(ウ) 継手を管にセット、または継手を分解し、ナット、リングの順に管にセットする。</p> <p>(エ) 管を継手本体内壁に突き当たるまで確実に挿入し、リングのセットを確認し袋ナットを締め付ける。</p> <p>(オ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(カ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <p>ただし、トルク値管理が困難な場合は、各製品の仕様に基づくねじ山管理とする。</p> <p>イ 金属継手(メカニカル継手)による接合（20 mm、25 mm）</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。</p> <p>(ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。</p> <p>(エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。</p> <p>(オ) 管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける。</p> <p>(カ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(キ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p>  <p>図3-58 メカニカル継手の接合</p>	<p>3 給水管の接合方法</p> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適切と考えられる接続方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。（基準省令第1条第2項）</p> <p>接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) 水道用ポリエチレン二層管の接合（直轄国道を除く。直轄国道については資料17を参照すること。）</p> <p>水道用ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。</p> <p>ア 金属継手(コア内蔵式一体型)による接合（20 mm、25 mm、40 mm、50 mm）</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 切管は管軸に直角に切断し、切断面に出たバリは面取り器等で取り除く。</p> <p>(ウ) 継手を管にセット、または継手を分解し、ナット、リングの順に管にセットする。</p> <p>(エ) 管を継手本体内壁に突き当たるまで確実に挿入し、リングのセットを確認し袋ナットを締め付ける。</p> <p>(オ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(カ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <p>ただし、トルク値管理が困難な場合は、各製品の仕様に基づくねじ山管理とする。</p> <p>イ 金属継手(メカニカル継手)による接合（20 mm、25 mm）</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。</p> <p>(ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。</p> <p>(エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。</p> <p>(オ) 管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける。</p> <p>(カ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(キ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p>  <p>図3-58 メカニカル継手の接合</p>	<p>名称を水道用ポリエチレン管に修正</p> <p>直轄国道について、資料17を追加したことによる文言の追加</p>

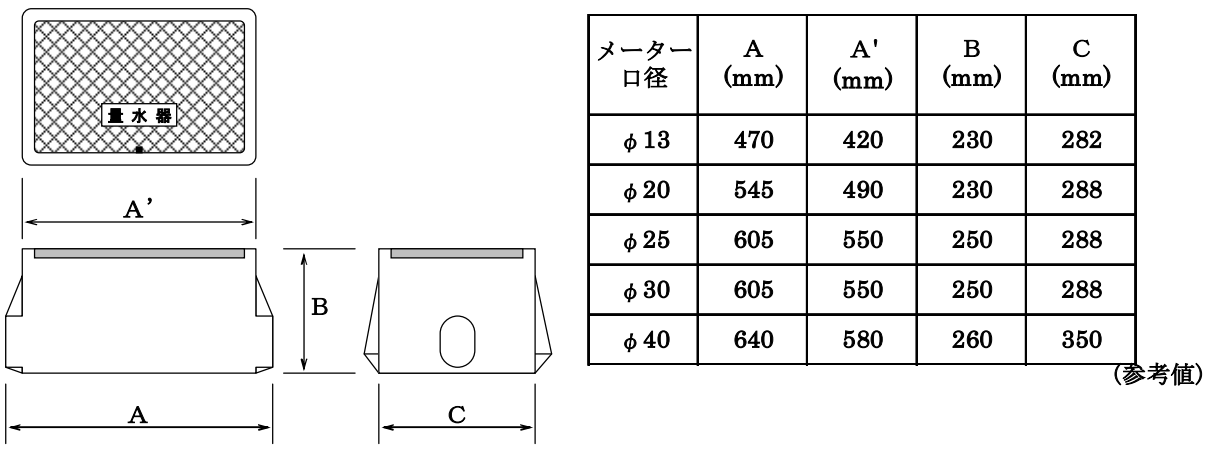
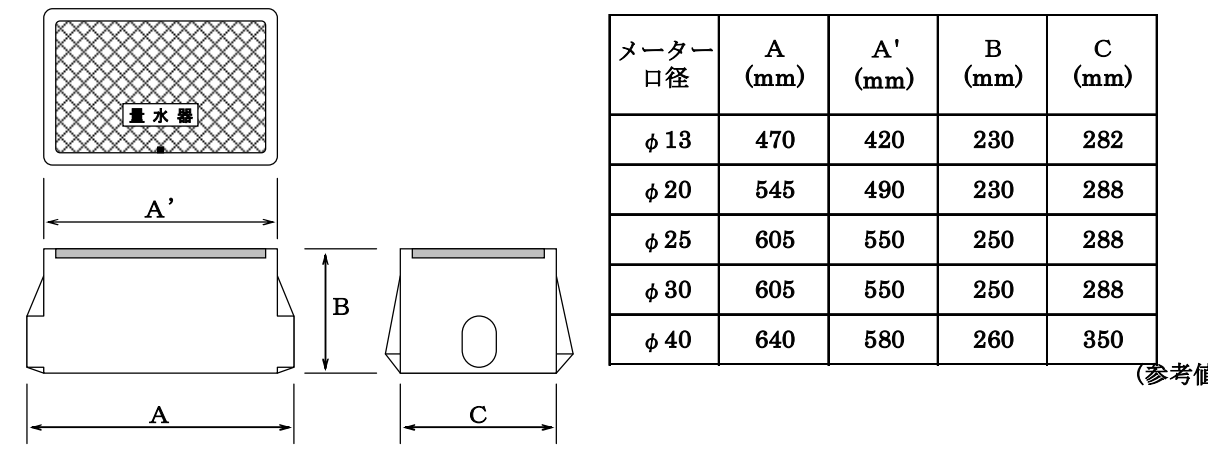


現 行	改正案	備 考
<p>ウ 金属継手(ワンタッチ式継手)による接合</p> <p>(ア) 切管は管軸に直角に切断し、管厚 3/4 程度挿し口の面を取る。</p> <p>(イ) 接合前にソケット部受け口のOリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認する。</p> <p>(ウ) ソケット部の受け口長さを、管にマーキングし、挿し込み後確認する。</p> <p>(エ) 解体しソケットを再使用する場合は、Oリング、ウェッジリングを取り替える。</p> <p>(オ) 接合後、受け口のすき間に砂等が入らないように、ビニルテープを巻く。</p>  <p>図 3 - 59 ワンタッチ式継手</p> <p>エ 作業上の注意事項</p> <p>(ア) 接合(異種管接合を含む)は、ポリエチレン二層管専用の継手を使用し、使用継手ごとの方法により確実に行う。</p> <p>(イ) 管切断は、管軸に対して直角に行い、接合部の付着物はウエス等できれいに清掃する。</p> <p>(ウ) 挿し口には、差込み長さを確認するための表示を行う。</p> <p>(エ) 管の挿入は、表示線まで確実に行うこと。</p>	<p>ウ 金属継手(ワンタッチ式継手)による接合</p> <p>(ア) 切管は管軸に直角に切断し、管厚 3/4 程度挿し口の面を取る。</p> <p>(イ) 接合前にソケット部受け口のOリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認する。</p> <p>(ウ) ソケット部の受け口長さを、管にマーキングし、挿し込み後確認する。</p> <p>(エ) 解体しソケットを再使用する場合は、Oリング、ウェッジリングを取り替える。</p> <p>(オ) 接合後、受け口のすき間に砂等が入らないように、ビニルテープを巻く。</p>  <p>図 3 - 59 ワンタッチ式継手</p> <p>エ 作業上の注意事項</p> <p>(ア) 接合(異種管接合を含む)は、<b>水道用</b>ポリエチレン二層管専用の継手を使用し、使用継手ごとの方法により確実に行う。</p> <p>(イ) 管切断は、管軸に対して直角に行い、接合部の付着物はウエス等できれいに清掃する。</p> <p>(ウ) 挿し口には、差込み長さを確認するための表示を行う。</p> <p>(エ) 管の挿入は、表示線まで確実に行うこと。</p>	<p>名称を水道用ポリエチレン管に修正</p>

現 行	改正案	備 考
 <p>図 3 - 70 ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)</p>	 <p>図 3 - 70 ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)</p>	
 <p>図 3 - 71 ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)継輪使用</p> <p>(9) フランジ継手の接合                  ア フランジ接合                  (ア) フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット溝の凹部をきれいに清掃する。                  (イ) 布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジ面に合わせて正確に穴開けする。                  (ウ) 布入りゴム板又はガスケットを両フランジに正確に合わせ、所定のボルトを同一方向より挿入し、ナット締め付けを行うようにする。締め付けは、左右一対の方向で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないように十分注意する。</p> <p>(10) 材質が異なる給水管の接合は、(図 3 - 72)による。</p>	 <p>図 3 - 71 ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)継輪使用</p> <p>(9) フランジ継手の接合                  ア フランジ接合                  (ア) フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット溝の凹部をきれいに清掃する。                  (イ) 布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジ面に合わせて正確に穴開けする。                  (ウ) 布入りゴム板又はガスケットを両フランジに正確に合わせ、所定のボルトを同一方向より挿入し、ナット締め付けを行うようにする。締め付けは、左右一対の方向で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないように十分注意する。</p> <p>(10) 水道配水用ポリエチレン管の接合                  鹿児島市水道局水道部「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」に記載のとおり施工すること。</p> <p>(11) 材質が異なる給水管の接合は、(図 3 - 72)による。</p>	<p>水道配水用ポリエチレン管の接合方法について追加</p> <p>文言追加による番号ずれの修正</p>

現 行	改正案	備 考
<p>4 給水管の埋設深さ及び占用位置</p> <p>(1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の許可によるものとし、宅地内にあつては0.3m以上を標準とする。ただし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値までとれない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議し、必要に応じて防護措置を施す。</p> <p>宅地内における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して0.3m以上、私道は、0.6m以上を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。</p> <p>(2) 道路を縦断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水道等其他の埋設物に十分注意し、道路管理者が許可した占用位置に配管する。</p> <p>(3) 公共性のある私道及び団地内の道路は、公道の取扱いに準ずる。</p> <p>5 給水管の明示</p> <p>(1) 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令(昭和46年政令第20号)、同法施行規則(昭和46年建設省令第6号)建設省道路局通達(昭和46年建設省道政第59号・同第69号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。</p> <div data-bbox="142 1060 638 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>材 質： ポリエチレン製(アルミ付)</p> <p>地 色： 青 色</p> <p>文字色： 黒 色</p> <p>規 格： 150mm×50mm 二重折以上</p> <p>その他： 鹿児島市水道局名称入</p> </div> <div data-bbox="756 1018 1151 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>給水管理説明シート</p> <p>鹿児島市水道局 TEL 257-7111 鹿児島</p> <p>水道管注意 水道管注</p> <p>水道管あり注意立会いを求めてください</p> <p>地表からの埋設位置の探知が可能</p> </div> <p style="text-align: center;">図3-73 明示シート布設の標準図</p>	<p>4 給水管の埋設深さ及び占用位置</p> <p>(1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の許可によるものとし、宅地内にあつては0.3m以上を標準とする。ただし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値までとれない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議し、必要に応じて防護措置を施す。</p> <p>宅地内における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して0.3m以上、私道は、0.6m以上を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。</p> <p>(2) 道路を縦断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水道等其他の埋設物に十分注意し、道路管理者が許可した占用位置に配管する。</p> <p>(3) 公共性のある私道及び団地内の道路は、公道の取扱いに準ずる。</p> <p>5 給水管の明示</p> <p>(1) 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令(昭和46年政令第20号)、同法施行規則(昭和46年建設省令第6号)建設省道路局通達(昭和46年建設省道政第59号・同第69号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。</p> <div data-bbox="1350 1060 1846 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>材 質： ポリエチレン製(アルミ付)</p> <p>地 色： 青 色</p> <p>文字色： 黒 色</p> <p>規 格： 150mm×50mm 二重折以上</p> </div> <div data-bbox="1973 1039 2368 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>水道管注意</p> <p>水道管あり注意立会いを求めてください。</p> </div> <p style="text-align: center;">図3-73 明示シートの仕様</p>	<p>その他を削除 図名の変更</p>

現 行	改正案	備 考
<p>図 3 - 74 明示シート標準図</p>	<p>図 3 - 74 明示シート布設標準図</p>	<p>図名の変更</p>
<p>(2) 給水管の布設位置が将来にわたって不明にならないように、また、管破損等の給水管の事故を未然に防止するため、明示杭(見出杭)又は明示鉋等を設置し給水管の引込み位置を明示しなければならない(図 3 - 75)。</p> <p>さらに、管路及び止水用具はオフセットを測定し位置を明らかにしなければならない。</p>	<p>(2) 給水管の布設位置が将来にわたって不明にならないように、また、管破損等の給水管の事故を未然に防止するため、明示杭(見出杭)又は明示鉋等を設置し給水管の引込み位置を明示しなければならない(図 3 - 75)。</p> <p>さらに、管路及び止水用具はオフセットを測定し位置を明らかにしなければならない。</p>	
<p>設置例</p> <p>(ア) 材質……ポリエチレン製          (イ) 寸法          (ウ) 色          頭部は青色、足部は黒色          (エ) 表示マーク          頭部表面に水マークを表示</p> <p>標示杭の寸法等</p> <p>図 3 - 75 明示杭の例</p>	<p>設置例</p> <p>(ア) 材質……ポリエチレン製          (イ) 寸法          (ウ) 色          頭部は青色、足部は黒色          (エ) 表示マーク          頭部表面に水マークを表示</p> <p>標示杭の寸法等</p> <p>図 3 - 75 明示杭の例</p>	

現 行	改正案	備 考
<p>4 維持管理</p> <p>使用者等は、条例第 10 条第 5 項の規定に基づき、保管する水道メーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。また、条例第 10 条第 6 項の規定に基づき、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置した水道メーターを亡失し、又は損傷した場合においては、管理者にその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) メーター及び設置場所は、常に清潔にし、その設置場所にメーターの検針もしくは取替えに支障となるような物等を置いたり、物を設けてはならない。</p> <p>(2) メーターは、検定有効期限満了及び故障等によるメーター取替作業が容易にできる空間を確保すること。また、メーター口径 50 mm 以上については、取替及び運搬を数人で行うため、十分な作業空間を確保しなければならない。特に、メーター口径 75 mm 以上については、原則として車が横付けできる場所であること。</p> <p>5 メーターボックス</p> <p>(1) メーター口径 13 mm～25 mm のメーターボックスは、原則としてボール式伸縮止水栓及び逆止弁を直結するので、それに適応した大きさのものを使用すること（図 3-82）。</p> <p>(2) メーターボックス内に、原則として水道メーター、ボール式伸縮止水栓及び逆止弁以外のものを設置してはならない。</p> <p>(3) メーターボックスは、雨水の浸入を避けるため周囲の地面より高めの位置に設け、ボックス内への土砂流入防止のため土留板設置等の措置を施すこと。また、ボックスの底部は排水をしやすいように砂利敷等対策を施し、メーター口径 50 mm 以上のメーターボックスはコンクリート等の基礎を設けなければならない。</p> <p>(4) メーター口径 13 mm～40 mm のメーターボックスは、FRP 製等のものとし、メーター取替及び検針等が容易に行えるものを使用すること（図 3-82）。ただし、車両の通行及び近接が考えられる場合は、<b>鋳鉄製のもの</b>を使用すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 3-82 メーターボックス寸法図</p>	<p>4 維持管理</p> <p>使用者等は、条例第 10 条第 5 項の規定に基づき、保管する水道メーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。また、条例第 10 条第 6 項の規定に基づき、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置した水道メーターを亡失し、又は損傷した場合においては、管理者にその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) メーター及び設置場所は、常に清潔にし、その設置場所にメーターの検針もしくは取替えに支障となるような物等を置いたり、物を設けてはならない。</p> <p>(2) メーターは、検定有効期限満了及び故障等によるメーター取替作業が容易にできる空間を確保すること。また、メーター口径 50 mm 以上については、取替及び運搬を数人で行うため、十分な作業空間を確保しなければならない。特に、メーター口径 75 mm 以上については、原則として車が横付けできる場所であること。</p> <p>5 メーターボックス</p> <p>(1) メーター口径 13 mm～25 mm のメーターボックスは、原則としてボール式伸縮止水栓及び逆止弁を直結するので、それに適応した大きさのものを使用すること（図 3-82）。</p> <p>(2) メーターボックス内に、原則として水道メーター、ボール式伸縮止水栓及び逆止弁以外のものを設置してはならない。</p> <p>(3) メーターボックスは、雨水の浸入を避けるため周囲の地面より高めの位置に設け、ボックス内への土砂流入防止のため土留板設置等の措置を施すこと。また、ボックスの底部は排水をしやすいように砂利敷等対策を施し、メーター口径 50 mm 以上のメーターボックスはコンクリート等の基礎を設けなければならない。</p> <p>(4) メーター口径 13 mm～40 mm のメーターボックスは、FRP 製等のものとし、メーター取替及び検針等が容易に行えるものを使用すること（図 3-82）。ただし、車両の通行及び近接が考えられる場合は、<b>鋳鉄製またはそれと同等強度を有するもの</b>を使用すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 3-82 メーターボックス寸法図</p>	<p>メーターボックスの仕様の追加</p>



給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行	改正案	
<p>付 則（平成15年3月27日一部改正） この基準は、平成15年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成16年3月25日一部改正） この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成21年3月31日一部改正） この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成23年3月28日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前に、改正前の3階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の3階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成24年10月15日一部改正） この基準は、平成24年11月1日から施行するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参-16</p>	<p>付 則（平成15年3月27日一部改正） この基準は、平成15年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成16年3月25日一部改正） この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成21年3月31日一部改正） この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成23年3月28日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前に、改正前の3階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の3階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成24年10月15日一部改正） この基準は、平成24年11月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-16</p>	<p>押印見直しに伴う基準改正により、追記</p>

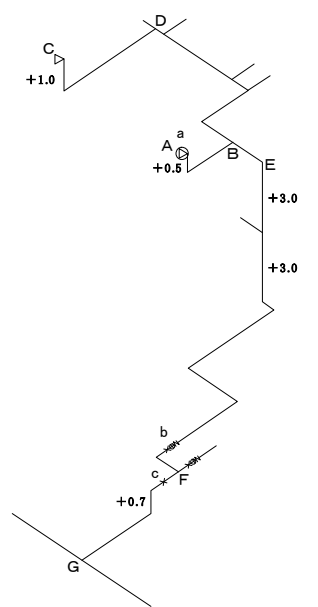
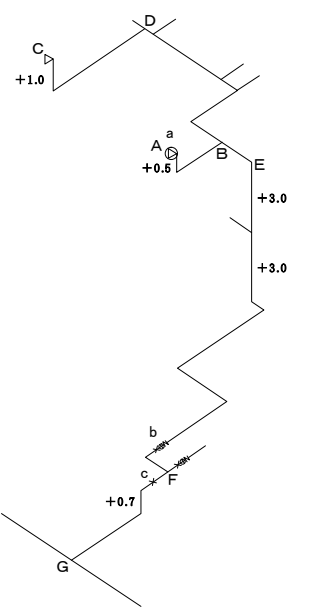
給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行	改正案	
<p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成25年1月28日一部改正）</p> <p>この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参-24</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成25年1月28日一部改正）</p> <p>この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-24</p>	<p>押印見直しに伴う基準改正により、追記</p>

現 行	改正案	
<p>(9) 屋上散水栓 最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>付 則（平成25年1月28日制定） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参-31</p>	<p>(9) 屋上散水栓 最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>付 則（平成25年1月28日制定） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-31</p>	<p>押印見直しに伴う基準改正により、追記</p>

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行	改正案	
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 （遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準の廃止）</p> <p>2 遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準（平成10年4月1日制定）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">参-36</p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。 （遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準の廃止）</p> <p>2 遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準（平成10年4月1日制定）は廃止する。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-36</p>	<p>押印見直しに伴う基準改正により、追記</p>

現 行	改正案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>(解答) [計画使用水量の決定] 『一般住宅（1世帯）の場合は、同時使用2栓（メータ口径13mm）とすることができる』ことから、1世帯あたりの計画使用水量は、24ℓ/minとする。</p> <p>[口径の決定] 各区間の口径を右図及び下表のように仮定する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>口径(mm)</th> <th>延長(m)</th> <th>給水用具</th> <th>口径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ~ B</td> <td>20</td> <td>2.0</td> <td>a 逆止弁付BV</td> <td>20×13</td> </tr> <tr> <td>B ~ E</td> <td>20</td> <td>1.5</td> <td rowspan="3">b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>C ~ D</td> <td>13</td> <td>4.0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>D ~ E</td> <td>20</td> <td>8.0</td> <td>25×13</td> </tr> <tr> <td>E ~ F</td> <td>25</td> <td>16.0</td> <td rowspan="2">c ボール式止水栓</td> <td rowspan="2">25</td> </tr> <tr> <td>F ~ G</td> <td>25</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>  <p>[損失水頭計算]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>給水器具名等</th> <th>口径 d (mm)</th> <th>流量 Q (ℓ/min)</th> <th>直管長 ℓ (m)</th> <th>動水勾配 I (%)</th> <th>損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給湯器</td> <td>13</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>3.500</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付ボールバルブ(異)</td> <td>20 × 13</td> <td>12</td> <td>3.3</td> <td>228</td> <td>5.5 × 0.033 = 0.753</td> </tr> <tr> <td>A ~ B</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>2.0</td> <td>33</td> <td>2.0 × 0.033 = 0.065</td> </tr> <tr> <td>B ~ E</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>1.5</td> <td>108</td> <td>1.5 × 0.108 = 0.162</td> </tr> <tr> <td>小計 ①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.481</td> </tr> <tr> <td>給水栓</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>3.0</td> <td>228</td> <td>3.0 × 0.228 = 0.685</td> </tr> <tr> <td>C ~ D</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>4.0</td> <td>228</td> <td>4.0 × 0.228 = 0.913</td> </tr> <tr> <td>D ~ E</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>8.0</td> <td>108</td> <td>8.0 × 0.108 = 0.863</td> </tr> <tr> <td>小計 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.461</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">∴ ① &gt; ②</td> </tr> <tr> <td>E ~ F</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>16.0</td> <td>39</td> <td>16.0 × 0.039 = 0.626</td> </tr> <tr> <td>F ~ G</td> <td>25</td> <td>48</td> <td>3.5</td> <td>131</td> <td>3.5 × 0.131 = 0.457</td> </tr> <tr> <td>逆止弁</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>2.6</td> <td>777</td> <td>2.6 × 0.777 = 2.021</td> </tr> <tr> <td>水道メーター</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>3.0</td> <td>777</td> <td>3.0 × 0.777 = 2.331</td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓(異)</td> <td>25 × 13</td> <td>24</td> <td>0.1</td> <td>777</td> <td>0.2 × 0.777 = 0.078</td> </tr> <tr> <td>ボール式止水栓</td> <td>25</td> <td>48</td> <td>0.3</td> <td>131</td> <td>0.3 × 0.131 = 0.039</td> </tr> <tr> <td>サドル分水栓</td> <td>100 × 25</td> <td>48</td> <td>3.0</td> <td>131</td> <td>3.0 × 0.131 = 0.392</td> </tr> <tr> <td>小計 ③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.943</td> </tr> <tr> <td>A ~ G 高さ ④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H =</td> <td>7.200</td> </tr> <tr> <td>損失水頭合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>① + ③ + ④ =</td> <td>17.624</td> </tr> </tbody> </table> <p>全所要水頭は、17.624 m となる。  <b>17.624 m = 1.7624 kgf/cm<sup>2</sup> = 0.1727 MPa &lt; 0.196 MPa</b>          よって、仮定通りの口径で適当である。</p> <p style="text-align: center;">参-53</p>	区間	口径(mm)	延長(m)	給水用具	口径(mm)	A ~ B	20	2.0	a 逆止弁付BV	20×13	B ~ E	20	1.5	b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓	13	C ~ D	13	4.0	13	D ~ E	20	8.0	25×13	E ~ F	25	16.0	c ボール式止水栓	25	F ~ G	25	3.5	給水器具名等	口径 d (mm)	流量 Q (ℓ/min)	直管長 ℓ (m)	動水勾配 I (%)	損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)	給湯器	13	12			3.500	逆止弁付ボールバルブ(異)	20 × 13	12	3.3	228	5.5 × 0.033 = 0.753	A ~ B	20	12	2.0	33	2.0 × 0.033 = 0.065	B ~ E	20	24	1.5	108	1.5 × 0.108 = 0.162	小計 ①					4.481	給水栓	13	12	3.0	228	3.0 × 0.228 = 0.685	C ~ D	13	12	4.0	228	4.0 × 0.228 = 0.913	D ~ E	20	24	8.0	108	8.0 × 0.108 = 0.863	小計 ②					2.461	∴ ① > ②						E ~ F	25	24	16.0	39	16.0 × 0.039 = 0.626	F ~ G	25	48	3.5	131	3.5 × 0.131 = 0.457	逆止弁	13	24	2.6	777	2.6 × 0.777 = 2.021	水道メーター	13	24	3.0	777	3.0 × 0.777 = 2.331	ボール式伸縮止水栓(異)	25 × 13	24	0.1	777	0.2 × 0.777 = 0.078	ボール式止水栓	25	48	0.3	131	0.3 × 0.131 = 0.039	サドル分水栓	100 × 25	48	3.0	131	3.0 × 0.131 = 0.392	小計 ③					5.943	A ~ G 高さ ④				H =	7.200	損失水頭合計				① + ③ + ④ =	17.624	<p>(解答) [計画使用水量の決定] 『一般住宅（1世帯）の場合は、同時使用2栓（メータ口径13mm）とすることができる』ことから、1世帯あたりの計画使用水量は、24ℓ/minとする。</p> <p>[口径の決定] 各区間の口径を右図及び下表のように仮定する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>口径(mm)</th> <th>延長(m)</th> <th>給水用具</th> <th>口径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ~ B</td> <td>20</td> <td>2.0</td> <td>a 逆止弁付BV</td> <td>20×13</td> </tr> <tr> <td>B ~ E</td> <td>20</td> <td>1.5</td> <td rowspan="3">b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>C ~ D</td> <td>13</td> <td>4.0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>D ~ E</td> <td>20</td> <td>8.0</td> <td>25×13</td> </tr> <tr> <td>E ~ F</td> <td>25</td> <td>16.0</td> <td rowspan="2">c ボール式止水栓</td> <td rowspan="2">25</td> </tr> <tr> <td>F ~ G</td> <td>25</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>  <p>[損失水頭計算]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>給水器具名等</th> <th>口径 d (mm)</th> <th>流量 Q (ℓ/min)</th> <th>直管長 ℓ (m)</th> <th>動水勾配 I (%)</th> <th>損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給湯器</td> <td>13</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>3.500</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付ボールバルブ(異)</td> <td>20 × 13</td> <td>12</td> <td>3.3</td> <td>228</td> <td>5.5 × 0.033 = 0.753</td> </tr> <tr> <td>A ~ B</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>2.0</td> <td>33</td> <td>2.0 × 0.033 = 0.065</td> </tr> <tr> <td>B ~ E</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>1.5</td> <td>108</td> <td>1.5 × 0.108 = 0.162</td> </tr> <tr> <td>小計 ①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.481</td> </tr> <tr> <td>給水栓</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>3.0</td> <td>228</td> <td>3.0 × 0.228 = 0.685</td> </tr> <tr> <td>C ~ D</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>4.0</td> <td>228</td> <td>4.0 × 0.228 = 0.913</td> </tr> <tr> <td>D ~ E</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>8.0</td> <td>108</td> <td>8.0 × 0.108 = 0.863</td> </tr> <tr> <td>小計 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.461</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">∴ ① &gt; ②</td> </tr> <tr> <td>E ~ F</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>16.0</td> <td>39</td> <td>16.0 × 0.039 = 0.626</td> </tr> <tr> <td>F ~ G</td> <td>25</td> <td>48</td> <td>3.5</td> <td>131</td> <td>3.5 × 0.131 = 0.457</td> </tr> <tr> <td>逆止弁</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>2.6</td> <td>777</td> <td>2.6 × 0.777 = 2.021</td> </tr> <tr> <td>水道メーター</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>3.0</td> <td>777</td> <td>3.0 × 0.777 = 2.331</td> </tr> <tr> <td>ボール式伸縮止水栓(異)</td> <td>25 × 13</td> <td>24</td> <td>0.1</td> <td>777</td> <td>0.2 × 0.777 = 0.078</td> </tr> <tr> <td>ボール式止水栓</td> <td>25</td> <td>48</td> <td>0.3</td> <td>131</td> <td>0.3 × 0.131 = 0.039</td> </tr> <tr> <td>サドル分水栓</td> <td>100 × 25</td> <td>48</td> <td>3.0</td> <td>131</td> <td>3.0 × 0.131 = 0.392</td> </tr> <tr> <td>小計 ③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.943</td> </tr> <tr> <td>A ~ G 高さ ④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H =</td> <td>7.200</td> </tr> <tr> <td>損失水頭合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>① + ③ + ④ =</td> <td>17.624</td> </tr> </tbody> </table> <p>全所要水頭は、17.624 m となる。  <b>圧力表示：1.7624 kgf/cm<sup>2</sup></b>  <b>SI 単位系：0.1727 MPa &lt; 0.2 MPa</b>          よって、仮定通りの口径で適当である。</p> <p style="text-align: center;">参-53</p>	区間	口径(mm)	延長(m)	給水用具	口径(mm)	A ~ B	20	2.0	a 逆止弁付BV	20×13	B ~ E	20	1.5	b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓	13	C ~ D	13	4.0	13	D ~ E	20	8.0	25×13	E ~ F	25	16.0	c ボール式止水栓	25	F ~ G	25	3.5	給水器具名等	口径 d (mm)	流量 Q (ℓ/min)	直管長 ℓ (m)	動水勾配 I (%)	損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)	給湯器	13	12			3.500	逆止弁付ボールバルブ(異)	20 × 13	12	3.3	228	5.5 × 0.033 = 0.753	A ~ B	20	12	2.0	33	2.0 × 0.033 = 0.065	B ~ E	20	24	1.5	108	1.5 × 0.108 = 0.162	小計 ①					4.481	給水栓	13	12	3.0	228	3.0 × 0.228 = 0.685	C ~ D	13	12	4.0	228	4.0 × 0.228 = 0.913	D ~ E	20	24	8.0	108	8.0 × 0.108 = 0.863	小計 ②					2.461	∴ ① > ②						E ~ F	25	24	16.0	39	16.0 × 0.039 = 0.626	F ~ G	25	48	3.5	131	3.5 × 0.131 = 0.457	逆止弁	13	24	2.6	777	2.6 × 0.777 = 2.021	水道メーター	13	24	3.0	777	3.0 × 0.777 = 2.331	ボール式伸縮止水栓(異)	25 × 13	24	0.1	777	0.2 × 0.777 = 0.078	ボール式止水栓	25	48	0.3	131	0.3 × 0.131 = 0.039	サドル分水栓	100 × 25	48	3.0	131	3.0 × 0.131 = 0.392	小計 ③					5.943	A ~ G 高さ ④				H =	7.200	損失水頭合計				① + ③ + ④ =	17.624	<p>単位換算の修正</p>
区間	口径(mm)	延長(m)	給水用具	口径(mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
A ~ B	20	2.0	a 逆止弁付BV	20×13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
B ~ E	20	1.5	b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C ~ D	13	4.0		13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
D ~ E	20	8.0		25×13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E ~ F	25	16.0	c ボール式止水栓	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
F ~ G	25	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
給水器具名等	口径 d (mm)	流量 Q (ℓ/min)	直管長 ℓ (m)	動水勾配 I (%)	損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給湯器	13	12			3.500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
逆止弁付ボールバルブ(異)	20 × 13	12	3.3	228	5.5 × 0.033 = 0.753																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
A ~ B	20	12	2.0	33	2.0 × 0.033 = 0.065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
B ~ E	20	24	1.5	108	1.5 × 0.108 = 0.162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ①					4.481																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓	13	12	3.0	228	3.0 × 0.228 = 0.685																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
C ~ D	13	12	4.0	228	4.0 × 0.228 = 0.913																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
D ~ E	20	24	8.0	108	8.0 × 0.108 = 0.863																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ②					2.461																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
∴ ① > ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
E ~ F	25	24	16.0	39	16.0 × 0.039 = 0.626																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
F ~ G	25	48	3.5	131	3.5 × 0.131 = 0.457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
逆止弁	13	24	2.6	777	2.6 × 0.777 = 2.021																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水道メーター	13	24	3.0	777	3.0 × 0.777 = 2.331																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ボール式伸縮止水栓(異)	25 × 13	24	0.1	777	0.2 × 0.777 = 0.078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ボール式止水栓	25	48	0.3	131	0.3 × 0.131 = 0.039																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
サドル分水栓	100 × 25	48	3.0	131	3.0 × 0.131 = 0.392																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ③					5.943																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
A ~ G 高さ ④				H =	7.200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
損失水頭合計				① + ③ + ④ =	17.624																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
区間	口径(mm)	延長(m)	給水用具	口径(mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
A ~ B	20	2.0	a 逆止弁付BV	20×13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
B ~ E	20	1.5	b 単式逆止弁 水道メーター ボール式伸縮止水栓	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C ~ D	13	4.0		13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
D ~ E	20	8.0		25×13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E ~ F	25	16.0	c ボール式止水栓	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
F ~ G	25	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
給水器具名等	口径 d (mm)	流量 Q (ℓ/min)	直管長 ℓ (m)	動水勾配 I (%)	損失水頭 h = ℓ × I/1000 (m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給湯器	13	12			3.500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
逆止弁付ボールバルブ(異)	20 × 13	12	3.3	228	5.5 × 0.033 = 0.753																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
A ~ B	20	12	2.0	33	2.0 × 0.033 = 0.065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
B ~ E	20	24	1.5	108	1.5 × 0.108 = 0.162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ①					4.481																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓	13	12	3.0	228	3.0 × 0.228 = 0.685																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
C ~ D	13	12	4.0	228	4.0 × 0.228 = 0.913																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
D ~ E	20	24	8.0	108	8.0 × 0.108 = 0.863																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ②					2.461																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
∴ ① > ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
E ~ F	25	24	16.0	39	16.0 × 0.039 = 0.626																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
F ~ G	25	48	3.5	131	3.5 × 0.131 = 0.457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
逆止弁	13	24	2.6	777	2.6 × 0.777 = 2.021																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水道メーター	13	24	3.0	777	3.0 × 0.777 = 2.331																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ボール式伸縮止水栓(異)	25 × 13	24	0.1	777	0.2 × 0.777 = 0.078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ボール式止水栓	25	48	0.3	131	0.3 × 0.131 = 0.039																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
サドル分水栓	100 × 25	48	3.0	131	3.0 × 0.131 = 0.392																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計 ③					5.943																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
A ~ G 高さ ④				H =	7.200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
損失水頭合計				① + ③ + ④ =	17.624																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							



給水装置工事施行基準 (新旧対照表)

現 行

改正案

備 考

※チェック後、確認欄に○を付けること。

※チェック後、確認欄に○を付けること。

検 査 項 目	確 認
6 耐圧試験 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認したか。	
7 水質の確認	
① 残留塩素の確認を行ったか。	
② 臭いはないか。	
③ 無色透明か。	
④ 固形物及び沈殿物はないか。	
⑤ 味はおかしくないか。	
8 その他	
① 届け出の完成図と現場が一致しているか。	
② 路面復旧の状態はよいか。	
③ 連絡票は送付しているか。	
④ 維持管理について十分説明しているか。	

検 査 項 目	確 認
6 耐圧試験 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認したか。	
7 水質の確認	
① 残留塩素の確認を行ったか。	
② 臭いはないか。	
③ 無色透明か。	
④ 固形物及び沈殿物はないか。	
⑤ 味はおかしくないか。	
8 その他	
① 届け出の完成図と現場が一致しているか。	
② 路面復旧の状態はよいか。	
③ 連絡票は送付しているか。	
④ 維持管理について十分説明しているか。	

特記欄

特記欄

本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。 年 月 日

本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。 年 月 日

指定給水装置工事事業者名	指定番号	主任技術者印
	○	

指定給水装置工事事業者名	指定番号	主任技術者名
	○	

押印の廃止

現 行	改正案	備 考																											
<p style="text-align: center;">資料 1 5</p> <p style="text-align: center;">水 質 管 理</p> <p>給水装置から出る水は、水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが、末端の給水装置において、汚染されることがあってはならない。</p> <p>給水装置の設計、施工及び維持管理に当たっては、細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。</p> <p>1 水質基準（法第4条第1項） 水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。</p> <p>(2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。</p> <p>(3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。</p> <p>(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。</p> <p>(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除くこと。</p> <p>(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 水質基準項目及び水質管理目標設定項目 水道により供給される水は、省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について、以下に示す。</p> <p>(1) 水質基準項目 「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）</p> <p style="text-align: center;">表 1 水質基準項目</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日 施行</p> <table border="1" data-bbox="192 1465 1255 1892"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>1ml で形成される集落数が 100 以下であること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鉛及びその化合物</td> <td>鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">参-65</p>	No	項 目	基 準 値	1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること	2	大腸菌	検出されないこと	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること	<p style="text-align: center;">資料 1 5</p> <p style="text-align: center;">水 質 管 理</p> <p>給水装置から出る水は、水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが、末端の給水装置において、汚染されることがあってはならない。</p> <p>給水装置の設計、施工及び維持管理に当たっては、細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。</p> <p>1 水質基準（法第4条第1項） 水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。</p> <p>(2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。</p> <p>(3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。</p> <p>(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。</p> <p>(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除くこと。</p> <p>(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 水質基準項目及び水質管理目標設定項目 水道により供給される水は、省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について、以下に示す。</p> <p>(1) 水質基準項目 「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）</p> <p>(2) 水質管理目標設定項目 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日健水発第1010004号）</p> <p style="text-align: center;">参-65</p>	<p>令和 2 年厚生労働省令第 38 号「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」及び 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正に伴い、基準値が変更になるため表 1、表 2 の削除</p>
No	項 目	基 準 値																											
1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること																											
2	大腸菌	検出されないこと																											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること																											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること																											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること																											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること																											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること																											
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること																											

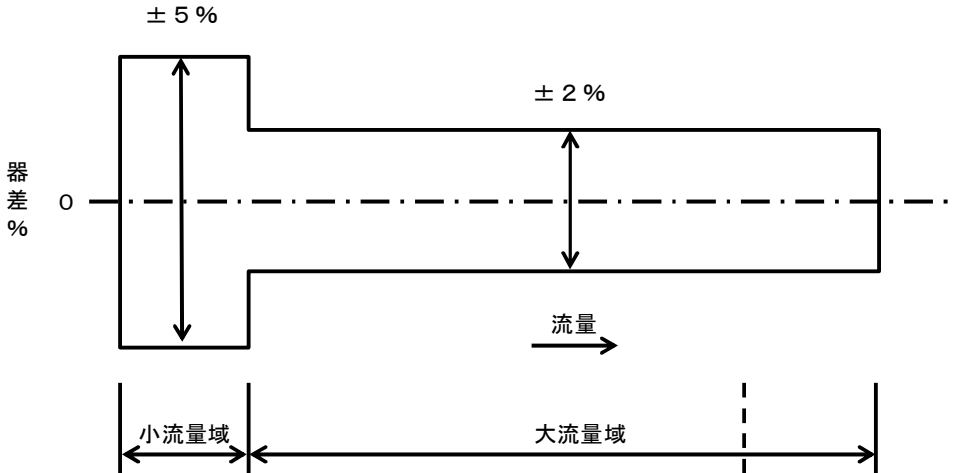
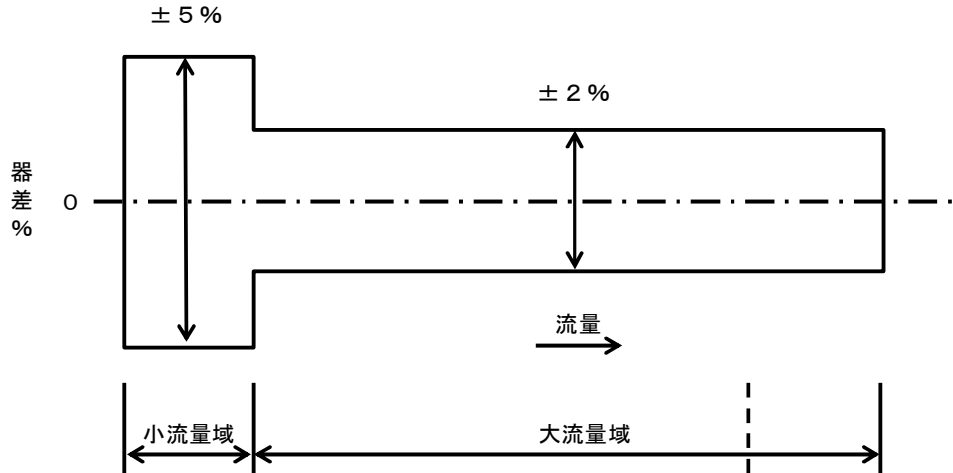
現 行			改正案	備 考
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100%; height: 100%;"> <h1 style="margin: 0;">空白のページ</h1> </div>	表の削除に伴う、ページずれの修正
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/l以下であること		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下であること		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること		
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること		
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/l以下であること		
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/l以下であること		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/l以下であること		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/l以下であること		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/l以下であること		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/l以下であること		
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること		
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること		
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下であること		
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下であること		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること		

現 行			改正案	備 考																																																																		
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/ℓ 以下であること																																																																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること																																																																				
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること																																																																				
48	味	異常でないこと																																																																				
49	臭気	異常でないこと																																																																				
50	色度	5 度以下であること																																																																				
51	濁度	2 度以下であること																																																																				
<p>(2) 水質管理目標設定項目</p> <p>「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」                      (平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010004 号)</p> <p style="text-align: center;">表 2 水質管理目標設定項目</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アンチモン及びその化合物</td><td>アンチモンの量に関して 0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>2</td><td>ウラン及びその化合物</td><td>ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下 (暫定)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ニッケル及びその化合物</td><td>ニッケルの量に関して 0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>4</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>7</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>8</td><td>トルエン</td><td>0.4mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>9</td><td>フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</td><td>0.08mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>10</td><td>亜塩素酸</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>11</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>12</td><td>二酸化塩素</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>ジクロロアセトニトリル</td><td>0.01mg/ℓ以下 (暫定)</td></tr> <tr><td>14</td><td>抱水クロラール</td><td>0.02mg/ℓ以下 (暫定)</td></tr> <tr><td>15</td><td>農薬類</td><td>検出値と目標値の比の和として、1 以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>残留塩素</td><td>1mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>17</td><td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td><td>10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>18</td><td>マンガン及びその化合物</td><td>マンガンの量に関して 0.01mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>19</td><td>遊離炭酸</td><td>20mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.3mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>21</td><td>メチル-t-ブチルエーテル</td><td>0.02mg/ℓ以下</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">参-67</p>					No	項 目	目 標 値	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/ℓ以下	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下 (暫定)	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/ℓ以下	4	削除 ※1	削除	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	6	削除 ※1	削除	7	削除 ※1	削除	8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	11	削除 ※1	削除	12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下 (暫定)	14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下 (暫定)	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	16	残留塩素	1mg/ℓ以下	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/ℓ以下	19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下
No	項 目	目 標 値																																																																				
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/ℓ以下																																																																				
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下 (暫定)																																																																				
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/ℓ以下																																																																				
4	削除 ※1	削除																																																																				
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下																																																																				
6	削除 ※1	削除																																																																				
7	削除 ※1	削除																																																																				
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下																																																																				
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下																																																																				
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下																																																																				
11	削除 ※1	削除																																																																				
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下																																																																				
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下 (暫定)																																																																				
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下 (暫定)																																																																				
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下																																																																				
16	残留塩素	1mg/ℓ以下																																																																				
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下																																																																				
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/ℓ以下																																																																				
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下																																																																				
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下																																																																				
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下																																																																				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 50px; width: 80%; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">空白のページ</h1> </div>	<p>表の削除に伴う、ページずれの修正</p>																																																																		

現 行			改正案	備 考
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	<p>3 給水管内の水質変化</p> <p>水道水に濁り，着色，臭味（消毒による塩素臭を除く。）などが発生した場合には，ただちに原因を究明し，適切な対策を講じなければならない。ただし，飲料水として有害なおそれがあるときにはただちに，給水を停止しなければならない。</p> <p>水道水の異常現象と想定されるその原因は，下記のとおりである。</p> <p>3.1 臭い</p> <p>(1) 金気臭 鉄，亜鉛，銅等の溶出</p> <p>(2) 塗料臭 管内塗装，継手の接合剤等</p> <p>(3) 油 臭 カuttingオイル，揚水ポンプの機械油</p> <p>(4) 泥 臭 管末停滞</p> <p>(5) カビ臭 プランクトンの多量発生</p> <p>3.2 味</p> <p>(1) 塩味，渋味 水源の海水混入，クロスコネクション等</p> <p>(2) 金気味 金属の溶出（収れん味）</p> <p>3.3 濁り，着色水</p> <p>(1) 濁り 濁度処理不調，工事，管内流速急変による土砂流出</p> <p>(2) 赤水 鉄サビ，鉄バクテリア</p> <p>(3) 黒水 管内等に付着したマンガン化合物のはく離流出</p> <p>(4) 白水 亜鉛の溶出，煮沸でさらに白濁，静置して透明になれば気泡</p>	<p>表の削除に伴う、ページずれの修正</p>
23	臭気強度(TON)	3 以下		
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下		
25	濁度	1 度以下		
26	pH 値	7.5 程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	マイナス 1 程度以上とし、極力ゼロに近づける		
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が 2000 以下（暫定）		
29	1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/ℓ以下		
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0. 1mg/ℓ以下		
<p>※1 水質管理目標設定項目 4,6,7,11 については，水道法改正により削除されました。</p> <p>3 給水管内の水質変化</p> <p>水道水に濁り，着色，臭味（消毒による塩素臭を除く。）などが発生した場合には，ただちに原因を究明し，適切な対策を講じなければならない。ただし，飲料水として有害なおそれがあるときにはただちに，給水を停止しなければならない。</p> <p>水道水の異常現象と想定されるその原因は，下記のとおりである。</p> <p>3.1 臭い</p> <p>(1) 金気臭 鉄，亜鉛，銅等の溶出</p> <p>(2) 塗料臭 管内塗装，継手の接合剤等</p> <p>(3) 油 臭 カuttingオイル，揚水ポンプの機械油</p> <p>(4) 泥 臭 管末停滞</p> <p>(5) カビ臭 プランクトンの多量発生</p> <p>3.2 味</p> <p>(1) 塩味，渋味 水源の海水混入，クロスコネクション等</p> <p>(2) 金気味 金属の溶出（収れん味）</p>				
参-68			参-66	



現 行	改正案	備 考
<p>3.3 濁り，着色水</p> <p>(1) 濁り 濁度処理不調，工事，管内流速急変による土砂流出</p> <p>(2) 赤水 鉄サビ，鉄バクテリア</p> <p>(3) 黒水 管内等に付着したマンガン化合物のはく離流出</p> <p>(4) 白水 亜鉛の溶出，煮沸でさらに白濁，静置して透明になれば気泡</p> <p>3.4 異 物</p> <p>(1) ガラス容器の光る浮遊物 水中のマグネシウムとガラス成分の反応（フレークス現象）</p> <p>(2) 解氷後の浮遊物 水中のケイ酸分の析出</p> <p>(3) ヤカン等への固形物の付着 水中のケイ酸分，硬度成分が析出</p> <p>(4) 固形異物の流出 水道工事による砂や鉄くずの混入，管のタールのはく離等</p> <p>3.5 その他</p> <p>(1) 手がぬるぬるする pH上昇，コンクリート構造物等のアク</p> <p>(2) くみ置きの水の表面に膜ができる 油（カッティングオイル等），細かい気泡等</p> <p>(3) ヤカン等の底が黒くなる 鉄，マンガン等の析出</p> <p style="text-align: center;">参-69</p>	<p>3.4 異 物</p> <p>(1) ガラス容器の光る浮遊物 水中のマグネシウムとガラス成分の反応（フレークス現象）</p> <p>(2) 解氷後の浮遊物 水中のケイ酸分の析出</p> <p>(3) ヤカン等への固形物の付着 水中のケイ酸分，硬度成分が析出</p> <p>(4) 固形異物の流出 水道工事による砂や鉄くずの混入，管のタールのはく離等</p> <p>3.5 その他</p> <p>(1) 手がぬるぬるする pH上昇，コンクリート構造物等のアク</p> <p>(2) くみ置きの水の表面に膜ができる 油（カッティングオイル等），細かい気泡等</p> <p>(3) ヤカン等の底が黒くなる 鉄，マンガン等の析出</p> <p style="text-align: center;">参-67</p>	<p>表の削除に伴う、ページずれの修正</p>

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">資料 1 6</p> <p style="text-align: center;">検定公差及び使用公差</p> <p>1 水道メーターと計量法</p> <p>水道メーターは計量法によって検定公差と使用公差が定められている。ここで、検定公差とは検定における器差の許容値のことをいい、使用公差とは使用中検査における器差の許容値のことをいう。</p> <p>平成 17 年 3 月 30 日付で「省令（特定計量器検定検査規則）」が改正された。この中で、水道メーターに関する技術基準の部分が「日本工業規格（JIS B8570-2）による」と改められた。</p> <p>新基準について、その主な部分を抜粋すると次のとおりである。</p> <p>参 検定の有効期間は 8 年である。（計量法施行令第 18 条）</p> <p>(2) 水道メーターの検定公差（特定計量器検定検査規則第 325 条）</p> <p>小流量域 …………… ±5 %                  大流量域 …………… ±2 %（30℃以下）、±3 %（30℃を超える）</p>  <p> <math>Q_3</math>（定格最大流量）……………標準数列（JIS Z8601 の R 5 による）  <math>Q_3/Q_1</math>（計量範囲）……………標準数列（JIS Z8601 の R 1 0 による）  <math>Q_1</math>（定格最小流量）……………<math>Q_3 / (Q_3/Q_1)</math>  <math>Q_2</math>（転移流量）……………<math>Q_1 \times 1.6</math>  <math>Q_4</math>（限界流量）……………<math>Q_3 \times 1.25</math> </p> <p>(3) 水道メーターの使用公差（特定計量器検定検査規則第 336 条）</p> <p>小流量域 …………… ±1 0 %                  大流量域 …………… ±4 %（30℃以下）、±6 %（30℃を超える）</p> <p style="text-align: center;">参-70</p>	<p style="text-align: center;">資料 1 6</p> <p style="text-align: center;">検定公差及び使用公差</p> <p>1 水道メーターと計量法</p> <p>水道メーターは計量法によって検定公差と使用公差が定められている。ここで、検定公差とは検定における器差の許容値のことをいい、使用公差とは使用中検査における器差の許容値のことをいう。</p> <p>平成 17 年 3 月 30 日付で「省令（特定計量器検定検査規則）」が改正された。この中で、水道メーターに関する技術基準の部分が「日本工業規格（JIS B8570-2）による」と改められた。</p> <p>新基準について、その主な部分を抜粋すると次のとおりである。</p> <p>参 検定の有効期間は 8 年である。（計量法施行令第 18 条）</p> <p>(2) 水道メーターの検定公差（特定計量器検定検査規則第 325 条）</p> <p>小流量域 …………… ±5 %                  大流量域 …………… ±2 %（30℃以下）、±3 %（30℃を超える）</p>  <p> <math>Q_3</math>（定格最大流量）……………標準数列（JIS Z8601 の R 5 による）  <math>Q_3/Q_1</math>（計量範囲）……………標準数列（JIS Z8601 の R 1 0 による）  <math>Q_1</math>（定格最小流量）……………<math>Q_3 / (Q_3/Q_1)</math>  <math>Q_2</math>（転移流量）……………<math>Q_1 \times 1.6</math>  <math>Q_4</math>（限界流量）……………<math>Q_3 \times 1.25</math> </p> <p>(3) 水道メーターの使用公差（特定計量器検定検査規則第 336 条）</p> <p>小流量域 …………… ±1 0 %                  大流量域 …………… ±4 %（30℃以下）、±6 %（30℃を超える）</p> <p style="text-align: center;">参-68</p>	<p>表の削除に伴う、ページずれの修正</p>

現 行	改正案	備 考													
<div data-bbox="213 835 1225 1482" style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">空白のページ</h1> </div>	<div data-bbox="2362 191 2504 226" style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 17</div> <p style="text-align: center; background-color: yellow; margin: 10px 0;">国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について</p> <p>1. 給水管の管種は、歩道、車道とも埋設深さに関わらず次のとおりとする（φ50以下）。</p> <table border="1" data-bbox="1389 415 2448 741" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">給水管口径</th> <th style="width: 45%;">管 種</th> <th style="width: 40%;">規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">φ 20</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">水道用ポリエチレン二層管（3種）</td> <td style="text-align: center;">JIS K 6762</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 25</td> <td style="text-align: center;">引張降伏強度 204kgf/cm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 40</td> <td style="text-align: center;">外径/厚さ=11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">水道配水用ポリエチレン管</td> <td style="text-align: center;">JWWA K 144 引張降伏強度 204kgf/cm<sup>2</sup>以上 外径/厚さ=11</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. その他</p> <p>(1) 浅層埋設の場合は、平成 11 年 3 月 31 日付建設省道路局通達「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（建設省道政発第 3 2 号、建設省道国発第 5 号）に基づき施工すること。</p> <p>(2) 水道配水用ポリエチレン管の工事に直接従事する配管技能者は、水道配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）主催の施工講習会を終了したものが配管施工すること。</p> <p>(3) 継手</p> <p>① 水道用ポリエチレン二層管（3種）の継手は金属継手（3種管専用）とする。</p> <p>② 水道配水用ポリエチレン管の継手は、融着継手又は金属継手を使用する。</p> <p>(4) 接合方法</p> <p>① 水道用ポリエチレン二層管（3種）の接合方法については、給水装置工事施行基準「水道用ポリエチレン二層管の接合 イ 金属継手（メカニカル継手）による接合」を準用する。</p> <p>② 水道配水用ポリエチレン管の接合方法については、給水装置工事施行基準「水道配水用ポリエチレン管の接合」を準用する。</p> <p>(5) 水圧検査</p> <p>「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づき、試験水圧 1.75MPa を 1 分間以上保持させて、漏水のないことを確認する。</p> <p>ただし、水道配水用ポリエチレン管で融着継手を使用した場合は、最後の融着接合が終了し、クランプが外せる状態になってから、60分以上経過後に上記の水圧検査を実施するものとする。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">参-69</p>	給水管口径	管 種	規格等	φ 20	水道用ポリエチレン二層管（3種）	JIS K 6762	φ 25	引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上	φ 40	外径/厚さ=11	φ 50	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上 外径/厚さ=11	<p>国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について追加</p>
給水管口径	管 種	規格等													
φ 20	水道用ポリエチレン二層管（3種）	JIS K 6762													
φ 25		引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上													
φ 40		外径/厚さ=11													
φ 50	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上 外径/厚さ=11													

現 行	改正案	備 考
<div data-bbox="231 806 1240 1451" style="border: 1px solid black; padding: 50px; text-align: center;"> <p>空白のページ</p> </div>	<p>(6) 表示記号</p> <p>① 水道用ポリエチレン二層管（3種）は「PN③」とする。                      （表示例） 3種管=PN③20×3.0</p> <p>② 水道配水用ポリエチレン管は、「PEP」とする。</p> <p>(7) 施行日</p> <p>令和2年4月1日の給水装置工事申請分から適用する。</p> <p style="text-align: right;">参-70</p>	<p>国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について追加</p>

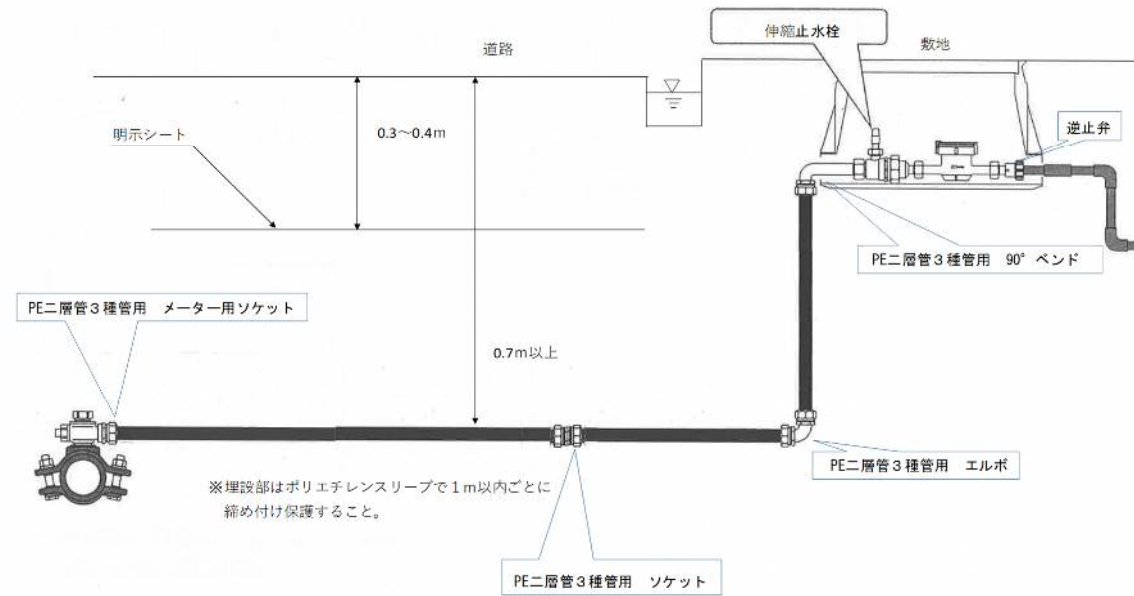
現 行

改正案

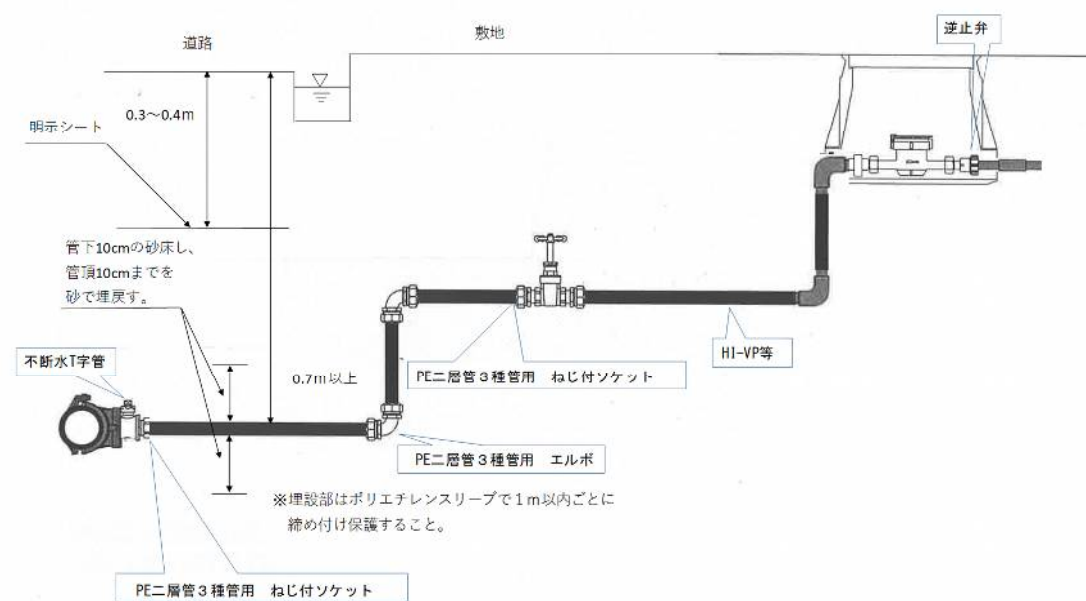
備 考

空白のページ

I. 水道用ポリエチレン二層管 (3種) (PN③) φ20、φ25 の標準配管図



II. 水道用ポリエチレン二層管 (3種) (PN③) φ40 の標準配管図



参-71

国道 (直轄) における給水管 (φ50mm 以下) の管種について追加

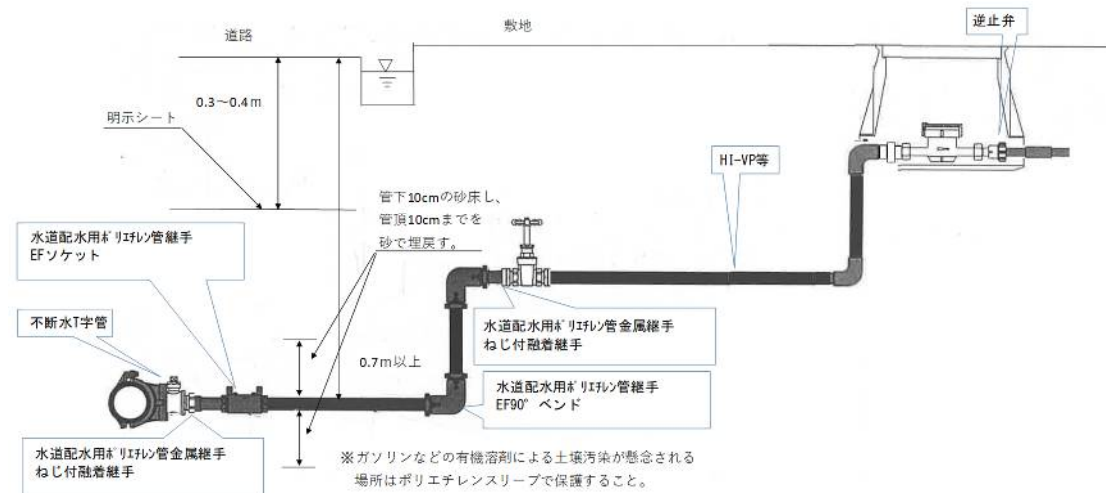
現 行

改正案

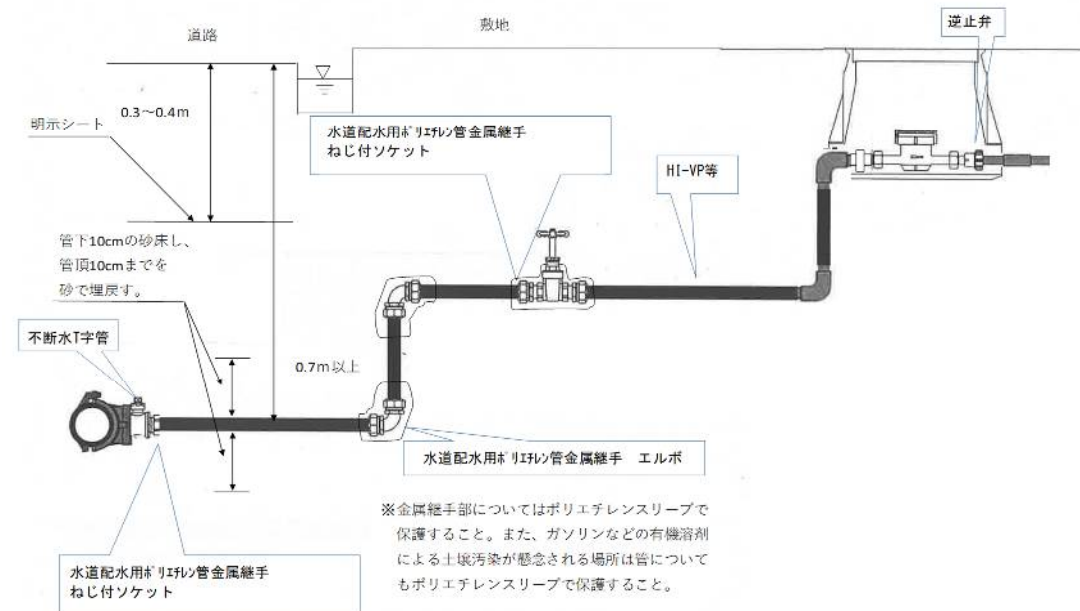
備 考

空白のページ

Ⅲ. 水道配水用ポリエチレン管（融着継手使用）（PEP）φ50の標準配管図



Ⅳ. 水道配水用ポリエチレン管（金属継手使用）（PEP）φ50の標準配管図



参-72

国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について追加



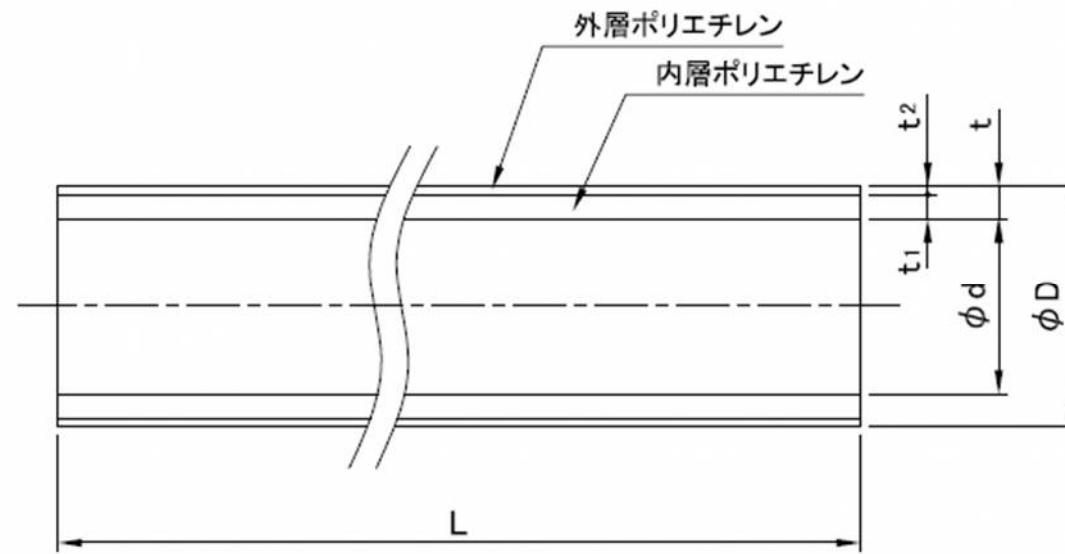
現 行

改正案

備 考

空白のページ

V. 水道用ポリエチレン二層管（3種）の呼び径と管外面表記について



呼び径 20 でも、管外面には外径「D 25」で表記されているため、注意すること。  
（他の口径でも同様）

単位:mm

対象品	呼び径 (外径)	D (平均外径)	t	t1	t2	d	L (m)	コイル巻径		参考質量 (kg/m)
								内径	外径	
20 (OD25)	25.0	25.0 <sup>+0.3</sup> <sub>0</sub>	2.3 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	1.3	0.8 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	20.0	4 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>	1300	1500	0.170
							5 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>			
							30 <sup>+2m</sup> <sub>0</sub>			
25 (OD32)	32.0	32.0 <sup>+0.3</sup> <sub>0</sub>	3.0 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	2.0	0.8 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	25.6	4 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>	1400	1500	0.278
							5 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>			
							30 <sup>+2m</sup> <sub>0</sub>			
30 (OD40)	40.0	40.0 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	3.7 <sup>+0.5</sup> <sub>0</sub>	2.2	1.2 <sup>+0.6</sup> <sub>0</sub>	32.1	4 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>	1600	1700	0.429
							5 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>			
							30 <sup>+2m</sup> <sub>0</sub>			
40 (OD50)	50.0	50.0 <sup>+0.4</sup> <sub>0</sub>	4.6 <sup>+0.6</sup> <sub>0</sub>	3.1	1.2 <sup>+0.6</sup> <sub>0</sub>	40.2	4 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>	1600	1700	0.668
							5 <sup>+2%</sup> <sub>0</sub>			
							30 <sup>+2m</sup> <sub>0</sub>			

- 備考
1. JIS K 6762規格品
  2. D(平均外径)とは任意の断面における相互に等間隔な2方向の外径測定値の平均値をいいます。
  3. 材料グレードはPE100です。
  4. 許容差を明記していない寸法は、参考寸法です。

国道（直轄）における給水管（φ50mm以下）の管種について追加

現 行	改正案	備 考
<p>参考文献</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>2. 「給水装置工事技術指針」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>3. 「水道施設設計指針・解説」 2012年版 日本水道協会</li> <li>4. 「水道維持管理指針」 2006年版 日本水道協会</li> <li>5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977年版 日本水道協会</li> <li>6. 「検査品目写真集」 1992年版 日本水道協会</li> <li>7. 「水道工事標準仕様書」 平成13年 鹿児島市水道局水道部</li> <li>8. 「水道工事標準仕様書」 2010年版 日本水道協会</li> <li>9. 「空気調和衛生工学便覧」 第14版 空気調和・衛生工学会</li> <li>10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010年版 空気調和・衛生工学会</li> <li>11. 「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管, 継手協会</li> <li>12. 「建設用ステンレス配管マニュアル」 ステンレス協会</li> <li>13. 「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996年版 日本水道鋼管協会</li> <li>14. 「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会</li> <li>15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006年版 日本建設センター</li> <li>16. 「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター</li> <li>17. 「各都市給水装置設計施工基準」</li> <li>18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」 (財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会</li> <li>19. 「給水装置」 改訂10版 大阪水道工業会研究所</li> <li>20. 「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成23年4月 鹿児島市水道局水道部</li> </ol> <p style="text-align: right;">参-71</p>	<p>参考文献</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>2. 「給水装置工事技術指針」 第2版 給水工事技術振興財団</li> <li>3. 「水道施設設計指針・解説」 2012年版 日本水道協会</li> <li>4. 「水道維持管理指針」 2006年版 日本水道協会</li> <li>5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977年版 日本水道協会</li> <li>6. 「検査品目写真集」 1992年版 日本水道協会</li> <li>7. 「水道工事標準仕様書」 平成13年 鹿児島市水道局水道部</li> <li>8. 「水道工事標準仕様書」 2010年版 日本水道協会</li> <li>9. 「空気調和衛生工学便覧」 第14版 空気調和・衛生工学会</li> <li>10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010年版 空気調和・衛生工学会</li> <li>11. 「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管, 継手協会</li> <li>12. 「建設用ステンレス配管マニュアル」 ステンレス協会</li> <li>13. 「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996年版 日本水道鋼管協会</li> <li>14. 「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会</li> <li>15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006年版 日本建設センター</li> <li>16. 「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター</li> <li>17. 「各都市給水装置設計施工基準」</li> <li>18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」 (財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会</li> <li>19. 「給水装置」 改訂10版 大阪水道工業会研究所</li> <li>20. 「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成23年4月 鹿児島市水道局水道部</li> </ol> <p style="text-align: right;">参-74</p>	<p style="text-align: center;">ページずれの修正</p>

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 562 1015 630">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="599 844 825 898">2 0 1 1</p> <p data-bbox="569 915 854 957">(2020.6 改正版)</p> <p data-bbox="439 1759 985 1806">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1608 562 2214 630">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="1798 844 2024 898">2 0 1 1</p> <p data-bbox="1768 915 2053 957">(2021.6 改正版)</p> <p data-bbox="1638 1759 2184 1806">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2528 1033 2754 1117">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1. 1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1. 2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1. 3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。「排水設備工事申請・設計書」（施行規程 様式第 1 号）の所定欄に次の事項を記入して提出する。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>(2) 申請者・使用者</p> <p>排水設備を設置する者（申請者）の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>排水設備を使用する者（使用者）の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>(3) 排水設備番号</p> <p>(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(5) 委任及び誓約</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものであり、また排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。</p> <p>ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1. 1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1. 2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1. 3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。「排水設備工事申請・設計書」（施行規程 様式第 1 号）の所定欄に次の事項を記入して提出する。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>(2) 申請者・使用者</p> <p>排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>排水設備を使用する者(使用者)の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>(3) 排水設備番号</p> <p>(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(5) 委任及び誓約</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものであり、また排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。</p>	<p>【申請者】 自署又は記名押印の選択制に変更。</p> <p>【使用者】 押印の廃止。</p>

現 行	改正案	備 考
<p>イ 工事施行 ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p>	<p>ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続 イ 工事施行 ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p>	

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 節 設 計 審 査</p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類 「排水設備工事申請・設計書」 排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、「排水設備工事申請・設計書」（施行規程 様式第 1 号）に必要事項を記入して提出する。</p> <p>(2) 設計審査申込書の記入方法 各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 工種</p> <p>イ 設備場所 工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の排水設備番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する。</p> <p>ウ 申請者、使用者 申請者、使用者は氏名及び住所を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>エ 排水設備番号</p> <p>オ 指定排水工事業者 指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入し押印する。</p> <p>カ 責任技術者 当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入し押印する。</p> <p>キ 着工・完成予定 当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料（貼付け不可）</p> <p>ケ 位置図（貼付け不可）</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所 汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 設 計 審 査</p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類 「排水設備工事申請・設計書」 排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、「排水設備工事申請・設計書」（施行規程 様式第 1 号）に必要事項を記入して提出する。</p> <p>(2) 設計審査申込書の記入方法 各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 工種</p> <p>イ 設備場所 工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の排水設備番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する（自署の場合は押印不要）。</p> <p>ウ 申請者、使用者 申請者の住所を記入及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。使用者の氏名を記入する。 法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>エ 排水設備番号</p> <p>オ 指定排水工事業者 指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入し押印する。</p> <p>カ 責任技術者 当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。</p> <p>キ 着工・完成予定 当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料（貼付け不可）</p> <p>ケ 位置図（貼付け不可）</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p>	<p>【幹線所有者】 自署又は記名押印の選択制に変更。</p> <p>【申請者】 自署又は記名押印の選択制に変更。</p> <p>【使用者】 押印の廃止。</p> <p>【責任技術者】 押印の廃止。</p>



現 行	改正案	備 考
<p>(2) 配管                      ア 管種・配管位置及び構造等の適否                      イ 管径及び勾配の適否                      ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入                      排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手                      排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。                      (1) 排水設備工事申請の設計審査承認                      (2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い                      当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。                      (1) 工事変更をする場合                      工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。                      (2) 工事を中止する場合                      工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p>	<p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所                      汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p> <p>(2) 配管                      ア 管種・配管位置及び構造等の適否                      イ 管径及び勾配の適否                      ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入                      排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手                      排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。                      (1) 排水設備工事申請の設計審査承認                      (2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い                      当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。                      (1) 工事変更をする場合                      工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。                      (2) 工事を中止する場合                      工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p>	

現 行	改正案	備 考																																																																																																																																																				
<p>(イ) 汚水管の勾配 取付管の深さ、便器位置及び地盤高等を考慮して次表の範囲内で勾配を決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 3-14</p> <table border="1"> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>75</th> <th>100</th> <th>125</th> <th>150</th> <th>200 以上</th> </tr> <tr> <td>ビニル管勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td>70 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> <td>150 分の 1 以上</td> <td>150 分の 1 以上</td> </tr> <tr> <td>その他管勾配</td> <td>30 分の 1 以上</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td>70 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> </tr> </table> <p>イ 雨水管 (7) 雨水管の口径</p> <p style="text-align: center;">表 3-15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水面積 (㎡)</th> <th colspan="2">排水管口径</th> <th colspan="2">排水きよ断面</th> </tr> <tr> <th>円形管口径 (mm)</th> <th>半径管口径 (mm)</th> <th>内のり (mm)</th> <th>深さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 まで</td> <td>100 以上</td> <td>150 以上</td> <td>150 以上</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td>200 を超え 600 まで</td> <td>150 以上</td> <td>200 以上</td> <td>200 以上</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>600 を超えるもの</td> <td>200 以上</td> <td>250 以上</td> <td>250 以上</td> <td>120 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、一つの建物から排除される雨水を排除する排水管で管路延長が 3m 以下の場合、口径は 75 mm 以上とすることができる。</p> <p>(イ) 雨水管の勾配</p> <p style="text-align: center;">表 3-16</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">円形管</th> <th>口径 (mm)</th> <th>100</th> <th>150</th> <th>200</th> <th>250</th> <th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td colspan="4">100 分の 1 以上</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">排水きよ</th> <td>内のり (mm)</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>深さ (mm)</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td colspan="4">100 分の 1 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。  (4) 排水管の土被りは、原則として汚水管が 30 cm 以上、雨水管が 20 cm 以上とする。  (5) 排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等へ接続する。  (6) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。</p> <p>2. 2 管きよ (1) 管きよ材料 管きよ材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費及び維持管理等を考慮して定める。一般に、硬質塩化ビニル管が使用される。 また、雨水排水用に U 形側溝を用いてもよい。</p> <p style="text-align: center;">-71-</p>	口径 (mm)	75	100	125	150	200 以上	ビニル管勾配	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	150 分の 1 以上	150 分の 1 以上	その他管勾配	30 分の 1 以上	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上	排水面積 (㎡)	排水管口径		排水きよ断面		円形管口径 (mm)	半径管口径 (mm)	内のり (mm)	深さ (mm)	200 まで	100 以上	150 以上	150 以上	80 以上	200 を超え 600 まで	150 以上	200 以上	200 以上	100 以上	600 を超えるもの	200 以上	250 以上	250 以上	120 以上	円形管	口径 (mm)	100	150	200	250	300	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上				排水きよ	内のり (mm)	150	200	250	300	350	深さ (mm)	80	100	120	150	180	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上				<p>(イ) 汚水管の勾配 取付管の深さ、便器位置及び地盤高等を考慮して次表の範囲内で勾配を決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 3-14</p> <table border="1"> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>75</th> <th>100</th> <th>125</th> <th>150</th> <th>200 以上</th> </tr> <tr> <td>ビニル管勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td>70 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> <td>150 分の 1 以上</td> <td>150 分の 1 以上</td> </tr> <tr> <td>その他管勾配</td> <td>30 分の 1 以上</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td>70 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> <td>100 分の 1 以上</td> </tr> </table> <p>イ 雨水管 (7) 雨水管の口径</p> <p style="text-align: center;">表 3-15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水面積 (㎡)</th> <th colspan="2">排水管口径</th> <th colspan="2">排水きよ断面</th> </tr> <tr> <th>円形管口径 (mm)</th> <th>半径管口径 (mm)</th> <th>内のり (mm)</th> <th>深さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 まで</td> <td>100 以上</td> <td>150 以上</td> <td>150 以上</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td>200 を超え 600 まで</td> <td>150 以上</td> <td>200 以上</td> <td>200 以上</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>600 を超えるもの</td> <td>200 以上</td> <td>250 以上</td> <td>250 以上</td> <td>120 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、一つの建物から排除される雨水を排除する排水管で管路延長が 3m 以下の場合、口径は 75 mm 以上とすることができる。</p> <p>(イ) 雨水管の勾配</p> <p style="text-align: center;">表 3-16</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">円形管</th> <th>口径 (mm)</th> <th>100</th> <th>150</th> <th>200</th> <th>250</th> <th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td colspan="4">100 分の 1 以上</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">排水きよ</th> <td>内のり (mm)</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>深さ (mm)</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>50 分の 1 以上</td> <td colspan="4">100 分の 1 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。  (4) 排水管の土被りは、建築物の敷地内では 20 cm 以上、建築物の敷地外では 50 cm 以上を標準とすること。ただし、これによりがたい場合で、必要な防護を施したときは、この限りでない。  (5) 排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等へ接続する。  (6) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。</p> <p>2. 2 管きよ (1) 管きよ材料 管きよ材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費及び維持管理等を考慮して定める。一般に、硬質塩化ビニル管が使用される。また、雨水排水用に U 形側溝を用いてもよい。</p> <p style="text-align: center;">-71-</p>	口径 (mm)	75	100	125	150	200 以上	ビニル管勾配	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	150 分の 1 以上	150 分の 1 以上	その他管勾配	30 分の 1 以上	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上	排水面積 (㎡)	排水管口径		排水きよ断面		円形管口径 (mm)	半径管口径 (mm)	内のり (mm)	深さ (mm)	200 まで	100 以上	150 以上	150 以上	80 以上	200 を超え 600 まで	150 以上	200 以上	200 以上	100 以上	600 を超えるもの	200 以上	250 以上	250 以上	120 以上	円形管	口径 (mm)	100	150	200	250	300	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上				排水きよ	内のり (mm)	150	200	250	300	350	深さ (mm)	80	100	120	150	180	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上				<p>鹿児島市下水道条例施行規程第 2 条第 1 項第 1 号の改定に伴う、汚水管土被りの変更。</p>
口径 (mm)	75	100	125	150	200 以上																																																																																																																																																	
ビニル管勾配	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	150 分の 1 以上	150 分の 1 以上																																																																																																																																																	
その他管勾配	30 分の 1 以上	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																	
排水面積 (㎡)	排水管口径		排水きよ断面																																																																																																																																																			
	円形管口径 (mm)	半径管口径 (mm)	内のり (mm)	深さ (mm)																																																																																																																																																		
200 まで	100 以上	150 以上	150 以上	80 以上																																																																																																																																																		
200 を超え 600 まで	150 以上	200 以上	200 以上	100 以上																																																																																																																																																		
600 を超えるもの	200 以上	250 以上	250 以上	120 以上																																																																																																																																																		
円形管	口径 (mm)	100	150	200	250	300																																																																																																																																																
	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																			
排水きよ	内のり (mm)	150	200	250	300	350																																																																																																																																																
	深さ (mm)	80	100	120	150	180																																																																																																																																																
	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																			
口径 (mm)	75	100	125	150	200 以上																																																																																																																																																	
ビニル管勾配	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	150 分の 1 以上	150 分の 1 以上																																																																																																																																																	
その他管勾配	30 分の 1 以上	50 分の 1 以上	70 分の 1 以上	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																	
排水面積 (㎡)	排水管口径		排水きよ断面																																																																																																																																																			
	円形管口径 (mm)	半径管口径 (mm)	内のり (mm)	深さ (mm)																																																																																																																																																		
200 まで	100 以上	150 以上	150 以上	80 以上																																																																																																																																																		
200 を超え 600 まで	150 以上	200 以上	200 以上	100 以上																																																																																																																																																		
600 を超えるもの	200 以上	250 以上	250 以上	120 以上																																																																																																																																																		
円形管	口径 (mm)	100	150	200	250	300																																																																																																																																																
	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																			
排水きよ	内のり (mm)	150	200	250	300	350																																																																																																																																																
	深さ (mm)	80	100	120	150	180																																																																																																																																																
	勾配	50 分の 1 以上	100 分の 1 以上																																																																																																																																																			

現 行	改正案	備 考																																																																																																																																
※チェック後、確認欄に○を付けること。																																																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">検 査 項 目</th> <th style="width:20%;">確 認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>④ ますへの接続漏れはないか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 維持管理は容易に行えるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 基準に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>7 器具</td><td></td></tr> <tr><td>① 亀裂及び破損はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 正常に機能するか。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 堅固に取り付けられているか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 使いやすい位置に取り付けられているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 漏水はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>8 阻集器</td><td></td></tr> <tr><td>① 設計通りの容量があるか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 基準に適合した構造であるか。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 汚水及び雨水は流入していないか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 蓋の開閉は容易に行えるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 維持管理に支障はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>9 通気</td><td></td></tr> <tr><td>① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 解放口の場所は適正か。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 管の支持は万全か。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 勾配は適正か。</td><td></td></tr> <tr><td>10 その他</td><td></td></tr> <tr><td>① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 間接排水は適切か。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 雨排水設備との誤接続はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 路面復旧の状態はよいか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑦ 連絡票は送付してあるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ 維持管理について十分説明しているか。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	検 査 項 目	確 認	④ ますへの接続漏れはないか。		⑤ 維持管理は容易に行えるか。		⑥ 基準に適合しているか。		7 器具		① 亀裂及び破損はないか。		② 正常に機能するか。		③ 堅固に取り付けられているか。		④ 使いやすい位置に取り付けられているか。		⑤ 漏水はないか。		8 阻集器		① 設計通りの容量があるか。		② 基準に適合した構造であるか。		③ 汚水及び雨水は流入していないか。		④ 蓋の開閉は容易に行えるか。		⑤ 維持管理に支障はないか。		9 通気		① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。		② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。		③ 解放口の場所は適正か。		④ 管の支持は万全か。		⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。		⑥ 勾配は適正か。		10 その他		① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。		② 間接排水は適切か。		③ 雨排水設備との誤接続はないか。		④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。		⑤ 路面復旧の状態はよいか。		⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。		⑦ 連絡票は送付してあるか。		⑧ 維持管理について十分説明しているか。		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">検 査 項 目</th> <th style="width:20%;">確 認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>④ ますへの接続漏れはないか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 維持管理は容易に行えるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 基準に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>7 器具</td><td></td></tr> <tr><td>① 亀裂及び破損はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 正常に機能するか。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 堅固に取り付けられているか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 使いやすい位置に取り付けられているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 漏水はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>8 阻集器</td><td></td></tr> <tr><td>① 設計通りの容量があるか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 基準に適合した構造であるか。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 汚水及び雨水は流入していないか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 蓋の開閉は容易に行えるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 維持管理に支障はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>9 通気</td><td></td></tr> <tr><td>① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 解放口の場所は適正か。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 管の支持は万全か。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 勾配は適正か。</td><td></td></tr> <tr><td>10 その他</td><td></td></tr> <tr><td>① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。</td><td></td></tr> <tr><td>② 間接排水は適切か。</td><td></td></tr> <tr><td>③ 雨排水設備との誤接続はないか。</td><td></td></tr> <tr><td>④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑤ 路面復旧の状態はよいか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑦ 連絡票は送付してあるか。</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ 維持管理について十分説明しているか。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	検 査 項 目	確 認	④ ますへの接続漏れはないか。		⑤ 維持管理は容易に行えるか。		⑥ 基準に適合しているか。		7 器具		① 亀裂及び破損はないか。		② 正常に機能するか。		③ 堅固に取り付けられているか。		④ 使いやすい位置に取り付けられているか。		⑤ 漏水はないか。		8 阻集器		① 設計通りの容量があるか。		② 基準に適合した構造であるか。		③ 汚水及び雨水は流入していないか。		④ 蓋の開閉は容易に行えるか。		⑤ 維持管理に支障はないか。		9 通気		① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。		② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。		③ 解放口の場所は適正か。		④ 管の支持は万全か。		⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。		⑥ 勾配は適正か。		10 その他		① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。		② 間接排水は適切か。		③ 雨排水設備との誤接続はないか。		④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。		⑤ 路面復旧の状態はよいか。		⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。		⑦ 連絡票は送付してあるか。		⑧ 維持管理について十分説明しているか。		
検 査 項 目	確 認																																																																																																																																	
④ ますへの接続漏れはないか。																																																																																																																																		
⑤ 維持管理は容易に行えるか。																																																																																																																																		
⑥ 基準に適合しているか。																																																																																																																																		
7 器具																																																																																																																																		
① 亀裂及び破損はないか。																																																																																																																																		
② 正常に機能するか。																																																																																																																																		
③ 堅固に取り付けられているか。																																																																																																																																		
④ 使いやすい位置に取り付けられているか。																																																																																																																																		
⑤ 漏水はないか。																																																																																																																																		
8 阻集器																																																																																																																																		
① 設計通りの容量があるか。																																																																																																																																		
② 基準に適合した構造であるか。																																																																																																																																		
③ 汚水及び雨水は流入していないか。																																																																																																																																		
④ 蓋の開閉は容易に行えるか。																																																																																																																																		
⑤ 維持管理に支障はないか。																																																																																																																																		
9 通気																																																																																																																																		
① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。																																																																																																																																		
② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。																																																																																																																																		
③ 解放口の場所は適正か。																																																																																																																																		
④ 管の支持は万全か。																																																																																																																																		
⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。																																																																																																																																		
⑥ 勾配は適正か。																																																																																																																																		
10 その他																																																																																																																																		
① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。																																																																																																																																		
② 間接排水は適切か。																																																																																																																																		
③ 雨排水設備との誤接続はないか。																																																																																																																																		
④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。																																																																																																																																		
⑤ 路面復旧の状態はよいか。																																																																																																																																		
⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。																																																																																																																																		
⑦ 連絡票は送付してあるか。																																																																																																																																		
⑧ 維持管理について十分説明しているか。																																																																																																																																		
検 査 項 目	確 認																																																																																																																																	
④ ますへの接続漏れはないか。																																																																																																																																		
⑤ 維持管理は容易に行えるか。																																																																																																																																		
⑥ 基準に適合しているか。																																																																																																																																		
7 器具																																																																																																																																		
① 亀裂及び破損はないか。																																																																																																																																		
② 正常に機能するか。																																																																																																																																		
③ 堅固に取り付けられているか。																																																																																																																																		
④ 使いやすい位置に取り付けられているか。																																																																																																																																		
⑤ 漏水はないか。																																																																																																																																		
8 阻集器																																																																																																																																		
① 設計通りの容量があるか。																																																																																																																																		
② 基準に適合した構造であるか。																																																																																																																																		
③ 汚水及び雨水は流入していないか。																																																																																																																																		
④ 蓋の開閉は容易に行えるか。																																																																																																																																		
⑤ 維持管理に支障はないか。																																																																																																																																		
9 通気																																																																																																																																		
① 取り出し位置及び口径は基準に適合しているか。																																																																																																																																		
② 立管通気との接続箇所の高さは適切か。																																																																																																																																		
③ 解放口の場所は適正か。																																																																																																																																		
④ 管の支持は万全か。																																																																																																																																		
⑤ 解放口（通気口）は基準に適しているか。																																																																																																																																		
⑥ 勾配は適正か。																																																																																																																																		
10 その他																																																																																																																																		
① 器具及び材料は規格品又は承認品であるか。																																																																																																																																		
② 間接排水は適切か。																																																																																																																																		
③ 雨排水設備との誤接続はないか。																																																																																																																																		
④ 排水槽を設置する場合、基準（容量・接続・通気等）に適合しているか。																																																																																																																																		
⑤ 路面復旧の状態はよいか。																																																																																																																																		
⑥ 注意板及び汚物入れはあるか。																																																																																																																																		
⑦ 連絡票は送付してあるか。																																																																																																																																		
⑧ 維持管理について十分説明しているか。																																																																																																																																		
特記欄																																																																																																																																		
本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。																																																																																																																																		
年 月 日																																																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">指定排水設備工事事業者名</th> <th style="width:33%;">指定番号</th> <th style="width:33%;">責任技術者印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者印		○		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">指定排水設備工事事業者名</th> <th style="width:33%;">指定番号</th> <th style="width:33%;">責任技術者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者名		○																																																																																																																						
指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者印																																																																																																																																
	○																																																																																																																																	
指定排水設備工事事業者名	指定番号	責任技術者名																																																																																																																																
	○																																																																																																																																	
【チェックリスト】 押印の廃止。																																																																																																																																		
参-30	参-30																																																																																																																																	